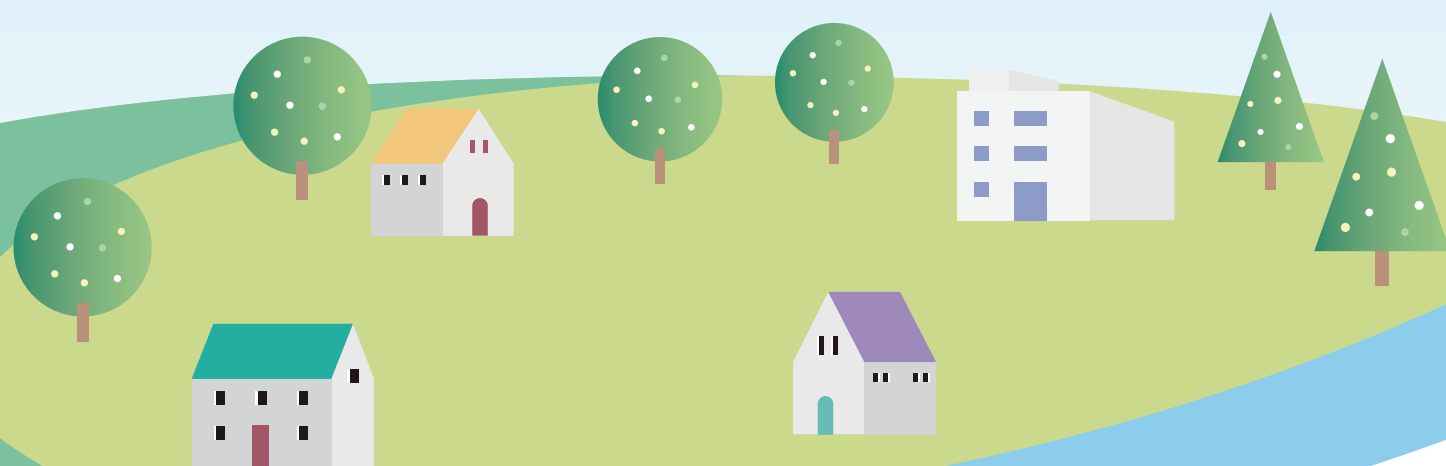


小美玉市 公共施設等総合管理計画



平成 28 年 3 月
小美玉市

小美玉市マスコットキャラクター
おみたん

目次

第1章	はじめに	1
第1節	策定の目的	1
第2節	上位計画等	1
第3節	「公共施設等」の範囲	1
第4節	計画期間	2
第5節	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	2
第2章	小美玉市の公共施設等の現状	3
第1節	公共施設	3
1	庁舎	3
2	学校・幼稚園等	4
3	図書館・文化ホール・公民館等	5
4	スポーツ施設・公園内構造物	7
5	医療・保健・福祉施設	8
6	消防施設	8
7	産業関係施設	9
8	公営住宅	9
第2節	道路・橋りょう	10
第3節	上水道	11
第4節	下水道	11
第5節	総括	12
第3章	小美玉市の財政の現状	15
第1節	普通会計決算の推移	15
第2節	公共施設の維持管理費用の状況	18
第4章	施設のあり方に関する市民ニーズ	19
第1節	公共施設のあり方に対するニーズ	19
第2節	各施設の利用状況と満足度	20
第5章	総合管理の方向	22
第1節	現状や課題に関する基本認識	22
1	多面的な役割を發揮していくことが必要	22
2	長寿命化の要請に対応していくことが必要	22
3	人口減少時代に対応していくことが必要	23

4	生活圏の広域化に対応していくことが必要	23
第2節	更新に係る経費の見込み	24
1	公共施設	25
2	道路・橋りょう・上水道・下水道	27
3	総括	29
第3節	適正管理の基本方針	30
1	点検・診断等の適正な実施	30
2	維持管理・修繕・更新等の適正な実施	30
3	安全の確保	30
4	耐震化の推進	30
5	長寿命化の推進	31
6	統廃合や廃止の推進	31
7	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築	31
第6章	施設類型ごとの基本方針	32
第1節	公共施設	32
1	庁舎	32
2	学校・幼稚園等	32
3	図書館・文化ホール・公民館等	33
4	スポーツ施設・公園内構造物	33
5	医療・保健・福祉施設	34
6	消防施設	34
7	産業関係施設	35
8	公営住宅	35
第2節	道路・橋りょう	35
第3節	上水道	36
第4節	下水道	36
第7章	フォローアップの方針	37
第1節	計画の進行管理	37
第2節	市民ニーズの把握と市民への情報提供	37
参考資料		38
1	計画推進本部設置要綱	38
2	策定経過	39

第1章 はじめに

第1節 策定の目的

全国の市町村では、昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、人口の増加と住民からの要望に対応して、学校などの教育施設、公営住宅、公民館や図書館などの公共施設、並びに道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産といった多くの公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設やインフラが一斉に改修・更新時期を迎えており、将来的に、多額の更新費用が必要になると見込まれます。

小美玉市においても、この間、堅倉小学校、小川北中学校、竹原小学校の校舎改築をはじめ、各公共施設の耐震補強などを進めています。限られた財源を有効活用する観点から、学校施設、庁舎等から優先しており、社会教育施設などには、迅速な改修・更新に至っていない施設もみられます。

市民サービスの向上のためには速やかな改修・更新等が望まれるところですが、わが国が総人口減少時代を迎え、長期的に安定した財政投資を行うことが難しくなるとともに、民間のカルチャー施設など、公共施設を補完する施設が多く整備される今日、住民が真に必要とする施設を無理なく長期的に更新・運営していく視点が重要です。

このため、本市が保有する公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を図るため、「小美玉市公共施設等総合管理計画」を策定します。

第2節 上位計画等

国では、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月22日には総務省から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」とする通知及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が発出されています。本計画は、これらの計画・通知・指針に基づき策定します。

第3節 「公共施設等」の範囲

本計画で対象とする「公共施設等」は、公共施設のほか、道路、橋りょう、上水道、下水道などのうち、市が保有する構造物とします。

第4節 計画期間

計画期間は平成28年度（2016年度）から平成47年度（2035年度）までの20年間とします。

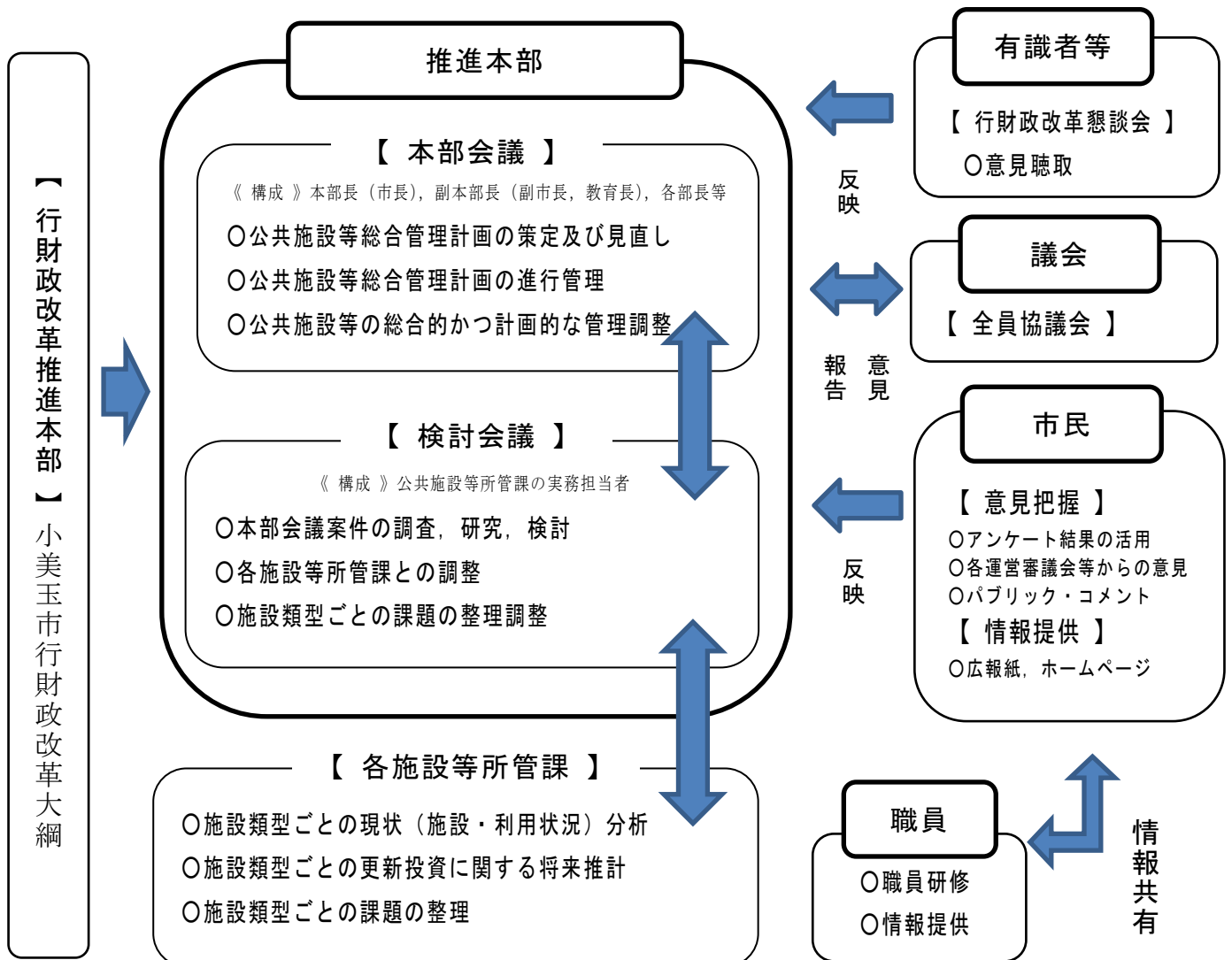
なお、将来の施設更新費用の推計は、計画策定時（平成27年度）の40年後である平成66年度（2054年度）まで行い、長期的な見込みを展望します。

第5節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画の策定、推進、及び情報管理・共有に向けては、市長を本部長とし、副市長、教育長、各部長等で構成する「小美玉市公共施設等総合管理計画推進本部」を設置し、全庁的な取組体制の構築を図っています。

また、「小美玉市公共施設等総合管理計画推進本部」の下部組織として、公共施設等所管課の実務担当者による「小美玉市公共施設等総合管理計画推進本部検討会議」を設置するとともに、外部有識者の意見を政策に反映する観点から、小美玉市行財政改革懇談会に、随時、意見聴取を図っています。

計画の取組体制



第2章 小美玉市の公共施設等の現状

本市の平成27年4月1日現在の公共施設等の概況は以下の通りです。

第1節 公共施設

公共施設は、215棟あります（公営住宅は棟ごとではなく1住宅とカウント）。

1 庁舎

本市では、合併前の旧美野里町役場を市役所とし、旧小川町役場を小川総合支所、旧玉里村役場を玉里総合支所としています。

市役所は、本庁舎に市長公室、企画財政部、総務部、市民生活部、産業経済部の全課、議会事務局、会計課、監査委員事務局、保健衛生部の医療保険課が、分庁舎に都市建設部の都市整備課、建設課、幹線道路推進課、管理課が、農業会館に農業委員会が入っています。

小川総合支所は、総合窓口課のほか、教育委員会の学校教育課、指導室、スポーツ振興課、都市建設部の下水道課、基地対策課、福祉部福祉事務所小川支所が入っています。

玉里総合支所は、総合窓口課のほか、福祉部福祉事務所の社会福祉課、子ども福祉課、介護福祉課が入っています。

また、四季健康館に、保健衛生部の健康増進課、福祉部福祉事務所美野里支所が、小川保健相談センターに同健康増進課小川保健係が、玉里保健福祉センターに同玉里保健係が入っており、生涯学習センター（コスモス）に教育委員会の生涯学習課が、小美玉市水道事務所に水道課が入っています。

このほか、羽鳥ふれあいセンター内に羽鳥出張所が、四季健康館内に四季の里出張所があります。

このように、本市は、市役所業務を行う施設が分散しており、そのことは、既存施設の有効活用と、きめ細かな行政サービスを行う上では有効ですが、行政運営の効率化や、各課の連携の上では課題も有しているため、施設の更新等にあわせ、あり方を検討していくことが求められます。

庁舎の状況

施設名	建築年	延床面積 (㎡)	構造 ・階層	所管課	備考
市役所本庁舎	昭和49年	5,029	RC3階	管財検査課	平成28年度耐震改修実施予定
市役所分庁舎	昭和41年	438	鉄骨平屋	管財検査課	平成6年改修実施
農業会館	昭和52年	227	鉄骨2階	管財検査課	平成10年改修実施
小川総合支所	昭和36, 49年, 平成2年	3,692	RC3階	小川総合支所	平成27年度耐震改修実施
玉里総合支所	昭和58年	2,686	RC3階	玉里総合支所	

※その他の出先機関の状況は、それぞれのところに掲載。

2 学校・幼稚園等

本市には、市立の小学校が 12 校、中学校が 4 校、幼稚園が 6 園、給食センターが 2 か所あります。近年、小川地域の 4 幼稚園の統合を進めるとともに、小中学校の校舎、体育館の耐震化等を進めてきました。また、本市では、現在、小川南中学校を小川高校跡地に移転新築し、小川地域の 5 小学校と玉里地域の 3 小学校を再編する「小中学校規模配置適正化計画」を進めています。市立保育所は、羽鳥保育所を平成 26 年度から民間移管し、はとり保育園として新設されたため、現在、ありません。

小学校の状況

施設名	児童数	校舎 建築年	校舎 延床面 積(m ²)	校舎の 構造	体育館 建築年	体育館 延床面 積(m ²)	体育館 の構造	プール	再編予定(同 じ印の学校が 再編対象)
小川小学校	335	昭和 45, 46 年	3,606	RC3階	昭和 48 年	658	鉄骨	有	※
野田小学校	219	昭和 44, 48, 52 年	2,560	RC2階	昭和 50 年	583	鉄骨	無	○
上吉影小学校	132	昭和 42, 58 年	2,325	RC3階	昭和 50 年	517	鉄骨	有	○
下吉影小学校	79	平成 15 年	3,717	RC2階	平成 14 年	1,044	RC	有	○
橘小学校	167	昭和 35, 41, 54 年	2,946	RC2階	昭和 48 年	624	鉄骨	有	※
竹原小学校	274	平成 27 年	4,097	RC3階	昭和 42 年	611	鉄骨	無	
羽鳥小学校	523	昭和 44, 45, 52 年	3,549	RC2階	昭和 48 年	646	鉄骨	有	
堅倉小学校	368	平成 23 年	3,971	RC3階	平成 17 年	960	RC	無	
納場小学校	305	昭和 51, 55, 57 年	4,177	RC3階	昭和 49 年	684	鉄骨	有	
玉里小学校	202	昭和 54, 56 年	2,496	RC3階	昭和 56 年	684	鉄骨	有	△
玉里北小学校	118	昭和 54, 57 年	2,320	RC3階	昭和 56 年	708	鉄骨	有	△
玉里東小学校	62	昭和 51, 62 年	1,731	RC2階	昭和 54 年	651	鉄骨	有	△

中学校の状況

施設名	児童数	校舎 建築年	校舎 延床面 積(m ²)	校舎の 構造	体育館 建築年	体育館 延床面 積(m ²)	体育館 の構造	プール	再編予定(同 じ印の学校が 再編対象)
小川南中学校	306	昭和 41, 42 年	4,135	RC3階	平成 11 年	2,143	RC	有	小川高校跡地に 移転新築を計画
小川北中学校	229	平成 24 年	4,214	RC2階	平成 8 年	1,988	RC	無	
美野里中学校	721	昭和 46, 47, 58 年	7,295	RC3階	昭和 48 年	1,343	鉄骨	有	
玉里中学校	240	昭和 55, 56, 60 年	3,330	RC3階	平成 2 年	1,010	鉄骨	無	

幼稚園の状況

施設名	児童数	園舎建築年	延床面積(m ²)	園舎の構造	備考
元気っ子幼稚園	101	平成 21 年	2,374	RC平屋	
竹原幼稚園	16	昭和 54 年	407	鉄骨平屋	
羽鳥幼稚園	34	昭和 47 年	481	鉄骨平屋	
堅倉幼稚園	28	昭和 55 年	572	鉄骨平屋	
納場幼稚園	25	昭和 49 年	328	鉄骨平屋	
玉里幼稚園	97	昭和 57, 平成 13, 17 年	1,350	RC平屋	
旧小川幼稚園	-	昭和 48 年	513	RC平屋	平成 21 年に元気っ子幼稚園に移行
旧野田幼稚園	-	昭和 46 年	293	鉄骨平屋	同上
旧吉影幼稚園	-	昭和 45 年	227	鉄骨平屋	同上
旧橘幼稚園	-	昭和 43 年	378	RC平屋	同上

給食センターの状況

施設名	対象人数	建築年	施設の構造	延床面積(m ²)	備考
小美玉学校給食センター	5,200	平成 22 年	鉄骨平屋	3,095	ドライ方式
玉里学校給食センター	1,000	昭和 60, 平成 4 年	鉄骨平屋	564	ドライで運用

3 図書館・文化ホール・公民館等

図書館・文化ホール・公民館等の学習施設、集会施設については、合併前の3町村で整備された各施設を継承して各種事業を推進しています。

図書館（室）は、小川図書館、美野里公民館図書室、生涯学習センター（コスモス）内玉里図書館に、文化ホールは、小川文化センター（アピオス）、四季文化館（みの～れ）、生涯学習センター（コスモス）に、それぞれあります。

講座などが開催される学習施設は、小川地域は、小川公民館、やすらぎの里小川、美野里地域は、美野里公民館、羽鳥公民館、玉里地域は、生涯学習センター（コスモス）が中心となっています。

このほか、小川地域を中心に、小規模の集会施設（地区公民館等）を38か所、市で所有しています。

こうした学習・集会施設は、市民が学習活動や交流活動などを通じて充実した生活を送るために重要であり、現在、本市で力を入れて取り組んでいる「市民協働のまちづくり」の拠点としての役割も担うところですが、人口減少時代が進み、今後、各施設の老朽化等も進む中で、再編等を含めた検討をしていくことも求められます。

図書館・文化ホール・公民館等の状況

施設名	地域名	建築年	延床面積 (㎡)	構造	階層	所管課
小川公民館	小川	昭和47年	1,189	R C	2階	生涯学習課
小川図書館・資料館	小川	平成4年	1,358	R C	地上2階,一部地下	生涯学習課
やすらぎの里小川	小川	平成7年	1,285	木造	2階	生涯学習課
美野里公民館	美野里	昭和55年	1,285	R C	2階	生涯学習課
羽鳥公民館	美野里	昭和53年	605	R C	2階	生涯学習課
羽鳥ふれあいセンター	美野里	平成2年	410	R C	2階	生涯学習課
農村女性の家	美野里	昭和53年	368	R C	平屋	生涯学習課
生涯学習センター（コスモス）	玉里	平成6年	16,070	R C	2階	生涯学習課
民家園	玉里	平成9年	137	木造	平屋	生涯学習課
しみじみの家	玉里	昭和63年	169	木造	平屋	生涯学習課
玉川学習等供用施設	玉里	昭和52年	478	R C	平屋	生涯学習課
四季文化館（みの～れ）	美野里	平成14年	4,819	R C	4階	生活文化課
小川文化センター（アピオス）	小川	昭和58年	4,690	R C	3階	生活文化課
農村環境改善センター	美野里	昭和54年	1,538	R C	2階	生涯学習課
下吉影地区学習等供用施設 ※1	小川	昭和48年	164	R C	平屋	生涯学習課
与沢地区学習等供用施設	小川	昭和47年	164	R C	平屋	生涯学習課
橋向公民館	小川	平成2年	140	木造	平屋	生涯学習課
小嶋公民館	小川	平成3年	119	木造	平屋	生涯学習課
上合公民館	小川	平成25年	141	木造	平屋	生涯学習課
前野公民館	小川	平成22年	152	木造	平屋	生涯学習課
百里自営公民館	小川	平成22年	99	木造	平屋	生涯学習課
与沢百里公民館	小川	平成21年	152	木造	平屋	生涯学習課
小川ニュータウン公民館 ※2	小川	平成4年	199	木造	平屋	生涯学習課
田中台公民館	小川	平成25年	248	木造	平屋	生涯学習課
山野公民館	小川	平成25年	132	木造	平屋	生涯学習課
下吉影本田公民館	小川	平成24年	136	木造	平屋	生涯学習課
前原公民館	小川	平成21年	132	木造	平屋	生涯学習課
二本松公民館	小川	昭和51年	116	木造	平屋	生涯学習課
荒地公民館	小川	平成25年	116	木造	平屋	生涯学習課
幡谷公民館	小川	平成23年	116	木造	平屋	生涯学習課

施設名	地域名	建築年	延床面積 (㎡)	構造	階層	所管課
下吉影古新田公民館	小川	平成 23 年	115	木造	平屋	生涯学習課
上吉影公民館	小川	平成 24 年	166	木造	平屋	生涯学習課
南原公民館	小川	平成 22 年	99	木造	平屋	生涯学習課
百里開拓公民館 ※ 3	小川	昭和 56 年	29	木造	平屋	生涯学習課
倉敷原公民館	小川	昭和 59 年	86	木造	平屋	生涯学習課
倉敷川前公民館	小川	平成 27 年	172	木造	平屋	生涯学習課
中田宿公民館	小川	昭和 63 年	118	木造	平屋	生涯学習課
野田古新田公民館	小川	昭和 63 年	106	木造	平屋	生涯学習課
隠谷公民館	小川	平成 2 年	203	木造	平屋	生涯学習課
稻荷坪公民館	小川	平成 2 年	171	木造	2 階	生涯学習課
外之内公民館	小川	平成 21 年	166	木造	平屋	生涯学習課
上合前野集会所	小川	平成 3 年	40	木造	平屋	生涯学習課
山野台公民館	小川	平成 3 年	64	木造	平屋	生涯学習課
貝谷公民館	小川	平成 25 年	142	木造	平屋	生涯学習課
倉敷川向公民館	小川	平成 27 年	198	木造	平屋	生涯学習課
本田町公民館	小川	平成 3 年	219	木造	平屋	生涯学習課
飯前公民館	小川	平成 26 年	181	木造	平屋	生涯学習課
野田本田公民館	小川	平成 3 年	113	木造	平屋	生涯学習課
坂下公民館	小川	平成 13 年	119	木造	2 階	生涯学習課
坂上公民館	小川	平成 17 年	166	木造	平屋	生涯学習課
立延公民館	小川	平成 18 年	132	木造	平屋	生涯学習課
新田木谷地区コミュニティセンター	玉里	平成 7 年	118	木造	平屋	生涯学習課

※ 1 平成 27 年度中に除却予定。 ※ 2・3 平成 27 年度中に建替え予定。

4 スポーツ施設・公園内構造物

スポーツ施設についても、小川運動公園、小川B&G海洋センター、希望ヶ丘公園、農村環境改善センター、玉里運動公園、玉里B&G海洋センターを中心に、合併前の3町村で整備された各施設を継承して各種事業を推進しています。これらのほか、12小学校・4中学校の体育館、校庭、武道館も市民開放しています。

公園については、堅倉運動広場、納場運動広場などの8つの運動広場や、東平児童公園、堅倉わんぱく公園、仲丸池公園、大井戸湖岸公園、希望ヶ丘公園等の都市公園等の維持管理を行っており、遊具・トイレ・休憩所などの構造物は、老朽化に伴い、更新等を検討していくことが必要となります。

スポーツ施設の状況

施設名	区分	建築年	面積(㎡)	備考
小川運動公園	全体	昭和 54 年	61,348	管理棟ほか
	野球場	昭和 54 年	13,000	
	テニスコート	昭和 54・57 年	2,748	
	陸上競技場	昭和 54 年	10,000	
	体育館	昭和 51 年	758	
	多目的施設	平成 23 年	198	
小川B&G海洋センター	全体	平成3年	6,462	事務室ほか
	プール	平成3年, 平成 26 年	1,087	
希望ヶ丘公園	全体	平成5年	107,977	
	多目的広場	平成5年, 平成 26 年	23,375	
	テニスコート	平成5年	3,267	
	野球場	平成5年	10,850	
	弓道場	平成2年	410	
農村環境改善センター	多目的ホール	昭和 54 年	632	
	プール	昭和 55 年	1,280	
玉里運動公園	全体	平成元年	98,100	
	多目的グラウンド	平成元年, 平成 26 年	23,314	
	野球場	昭和 58 年	12,240	
	テニスコート	平成元年	2,960	
	ジョギングコース	平成 10 年, 平成 26 年	1,260	
玉里B&G海洋センター	全体	昭和 59 年	1,733	
	アリーナ	昭和 59 年	734	
	トレーニングルーム	昭和 59 年	476	
	ミーティングルーム	昭和 59 年	62	
	プール	昭和 59 年	1,551	
	艇庫	昭和 59 年	196	

5 医療・保健・福祉施設

市が施設を所有する医療・保健・福祉施設については、小美玉市医療センター、国民健康保険白河診療所の2か所の医療機関、3地域それぞれの保健センター（四季健康館、小川保健相談センター、玉里保健福祉センター）のほか、小美玉温泉ことぶき、玉里ふれあいサロンなどがあります。医療・保健・福祉は、民間と競合する分野であり、本市においても、効率化とサービス向上を図るため、施設の指定管理委託の推進を図っているところです。

医療・保健・福祉施設の状況

区分	施設名	建築年	延床面積(㎡)	構造・階層	所管課	備考
医療	小美玉市医療センター	昭和47・62年 (平成19年改修)	4,619	RC3階	医療保険課	平成20年より 指定管理委託
医療	国民健康保険白河診療所	昭和42年	352	RC平屋	医療保険課	
保健・福祉	四季健康館	平成8年	2,804	RC平屋	健康増進課	平成24年より 指定管理委託
保健・福祉	小川保健相談センター	平成3年 (平成26年大規模改修)	1,086	RC2階	健康増進課	平成24年より 指定管理委託
保健・福祉	玉里保健福祉センター (玉里ふれあいサロン含む)	昭和55年 (平成8年改修)	1,904	RC2階	健康増進課	平成24年より 指定管理委託
福祉	小美玉温泉ことぶき	平成24年	852	RC平屋	健康増進課	

6 消防施設

小美玉市消防本部は、消防本部・小川消防署併設庁舎のほかに、美野里消防署、玉里消防署があります。また、消防団詰所（機庫）は、第1中隊（美野里地区）に6、第2中隊（小川地区）に18、第3中隊（玉里地区）に8あります。

消防署は、3施設とも、昭和57～58年に建設されたものであり、近い将来、施設の更新等を検討することが求められます。

消防署の状況

施設名	建築年	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	構造・階層
消防本部・小川消防署	昭和57年	3,557	1,214	RC2階
美野里消防署	昭和57年	4,318	897	RC2階
玉里消防署	昭和58年	2,522	705	RC2階

7 産業関係施設

産業関係施設は、小美玉市地域再生拠点施設「空のえき そ・ら・ら」（以下、「空のえき そ・ら・ら」と言う。）や、隣接する小美玉市乳製品加工施設のほか、小美玉市美野里シビック・ガーデン、小美玉市美野里地域食材供給施設（キャトルセゾン）があります。

「空のえき そ・ら・ら」は、茨城空港に近接する観光物産施設で、ウェルカムセンターのほか、販売施設、レストラン施設、多目的施設などを設置しています。

小美玉市美野里シビック・ガーデンは、市民農園と果樹園、バーベキュー広場、研修室、管理棟を有する施設です。

小美玉市美野里地域食材供給施設（キャトルセゾン）は、地産地消を推進するために設置しているレストランです。

産業関係施設の状況

施設名	建築年	延床面積(m ²)	構造・階層	所管課
小美玉市地域再生拠点施設「空のえき そ・ら・ら」	平成 26 年	1,905	鉄骨平屋	商工観光課
小美玉市乳製品加工施設	平成 26 年	965	鉄骨平屋	商工観光課
小美玉市美野里シビック・ガーデン研修室・管理棟	平成8年	332	木造平屋	農政課
小美玉市美野里地域食材供給施設(キャトルセゾン)	平成 14 年	375	RC 平屋	農政課

8 公営住宅

本市の市営住宅は、8か所に53棟250戸あります。昭和40年代から50年代前半にかけて建設された住宅は老朽化が進んでいます。

公営住宅の状況

施設名	棟数	戸数	建築年	延床面積(m ²)	備考
山川住宅	11	44	昭和 41, 42 年	1,435	
稲荷住宅	5	20	昭和 43, 44 年	789	
下田住宅	10	30	昭和 45, 46 年	1,129	
上吉影住宅	8	20	昭和 51 年	965	
雷神前住宅	8	20	昭和 60 年	1,168	
大塚団地	3	20	昭和 61 年	1,345	
大黒団地	2	24	平成3年	1,778	
ハトリ第2団地	6	72	昭和 58~60 年	5,214	
合計	53	250	—	—	

第2節 道路・橋りょう

本市の平成26年度末現在の市道の実延長は142km、橋りょう数は141、市が保有する橋りょうの延長は1,847mです。

市では、橋長15m以上の28橋について、損傷状況を把握し、「小美玉市橋梁長寿命化修繕計画」を策定したところです。

市道と市保有の橋りょうの状況

項目	単位	小川地域	美野里地域	玉里地域	合計
市道実延長	m	615,924	572,073	236,633	1,424,630
橋りょう数	橋	42	67	32	141
橋りょう延長	m	376	1,253	219	1,847

橋長15m以上の28橋

橋梁名	橋長(m)	架設年度
高砂橋	19	昭和37年
学校橋	28	昭和43年
大笹橋	17	昭和46年
高田小橋	22	昭和46年
源道地橋	30	昭和47年
西明地橋	29	昭和47年
上西橋	29	昭和47年
大手橋	30	昭和48年
金谷窪橋	19	昭和49年
羽金橋	20	昭和50年
園部大橋	42	昭和51年
染川橋	19	昭和54年
常陸大谷橋	23	昭和55年
葉柄橋	54	昭和57年
羽鳥橋	58	昭和57年
花館橋	50	昭和57年
乗越橋	41	昭和57年
権現橋	50	昭和57年
東谷津橋	57	昭和57年
高場橋	55	昭和57年
月見橋	30	昭和57年
小曾納橋	55	昭和58年
須田橋	21	昭和64年
沖ノ向橋	19	昭和64年
園部河口大橋	62	平成2年
荒金橋	21	平成4年
たるば橋	24	平成11年
美野里橋	228	平成14年

第3節 上水道

本市の水道事業は、小川地域、美野里地域を対象に行っており、玉里地域は、湖北水道企業団により実施されています。

小美玉市水道事業の概要は、以下の通りです。

小美玉市水道事業の状況（平成26年度末現在）

項目	状況
給水人口	41,805人
普及率	95.7%
計画一日最大給水量	16,700 m ³
美野里浄水場浄水能力	9,300 m ³
小川浄水場浄水能力	7,400 m ³
導水管延長	17,029m
20年経過導水管延長	7,929m
配水管延長	465,292m
20年経過配水管延長	77,367m

第4節 下水道

本市の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業を実施しています。

公共下水道事業は、平成元年度の旧美野里町で霞ヶ浦湖北流域下水道関連として約96haの事業認可を得て着手したのを皮切りに区域拡大を進め、計画区域は小川地域約323ha、美野里地域約622ha、玉里地域約195ha、あわせて約1,140haで、人口普及率は41.8%、整備済区域の接続率は78.2%となっています。汚水処理場である霞ヶ浦浄化センターは土浦市にあり、本市には下水道施設としては、下高場中継ポンプ場と脇山中継ポンプ場、マンホールポンプ施設74か所があります。

一方、農業集落排水事業は、平成12年度の納場北部地区を皮切りに、平成18年度に堅倉南部地区、平成19年度に巴南部地区、平成25年度に巴中部地区の供用を開始し、人口普及率は7.6%、整備済区域の接続率は69.8%となっています。

このほか、市では、公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域以外の地域を対象に戸別合併処理浄化槽設置事業を行っており、平成26年度末で193基設置されています。

下水道の総延長・普及率

	公共下水道	農業集落排水
総延長	污水管 223,828m 雨水管 1,021m	89,000m
普及率	41.8%	7.6%
接続率	78.2%	69.8%

農業集落排水事業の状況

	納場北部地区	堅倉南部地区	巴南部地区	巴中部地区
計画人口	980人	2,530人	2,010人	1,700人
供用開始年度	平成12年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度
処理方式	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式	高度処理連続流入間欠ばっ気方式	高度処理連続流入間欠ばっ気方式
処理施設所在地	寺崎	三箇	下吉影	上合

第5節 総括

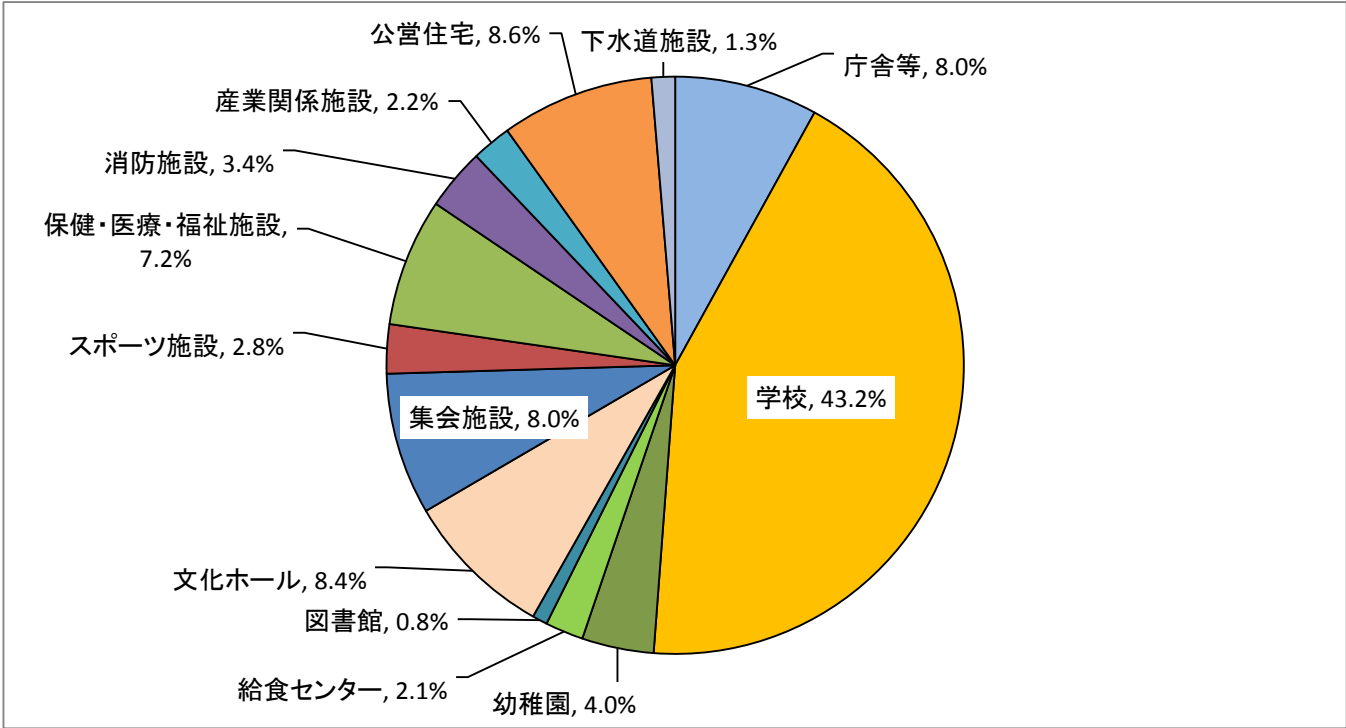
本市の公共施設を延床面積ベースで見ると、合計 16 万㎡のうち、43.2%が学校で、次いで公営住宅が 8.6%、文化ホールが 8.4%、庁舎等と集会施設が 8.0%などとなっています。

16 万㎡を本市の平成 26 年住民基本台帳人口で除した人口一人あたり面積は 3.04 ㎡です。

本市の公共施設の施設分類ごとの総延床面積

分野	項目	面積 (㎡)	構成比
総務	庁舎等	12,941	8.0%
学校教育	学校	69,667	43.2%
	幼稚園	6,492	4.0%
	給食センター	3,454	2.1%
生涯学習	図書館	1,358	0.8%
	文化ホール	13,534	8.4%
	集会施設	12,832	8.0%
	スポーツ施設	4,440	2.8%
福祉	保健・医療・福祉施設	11,559	7.2%
消防	消防施設	5,571	3.4%
産業	産業関係施設	3,577	2.2%
住宅	公営住宅	13,822	8.6%
下水道	下水道施設	2,125	1.3%
合計		161,372	—

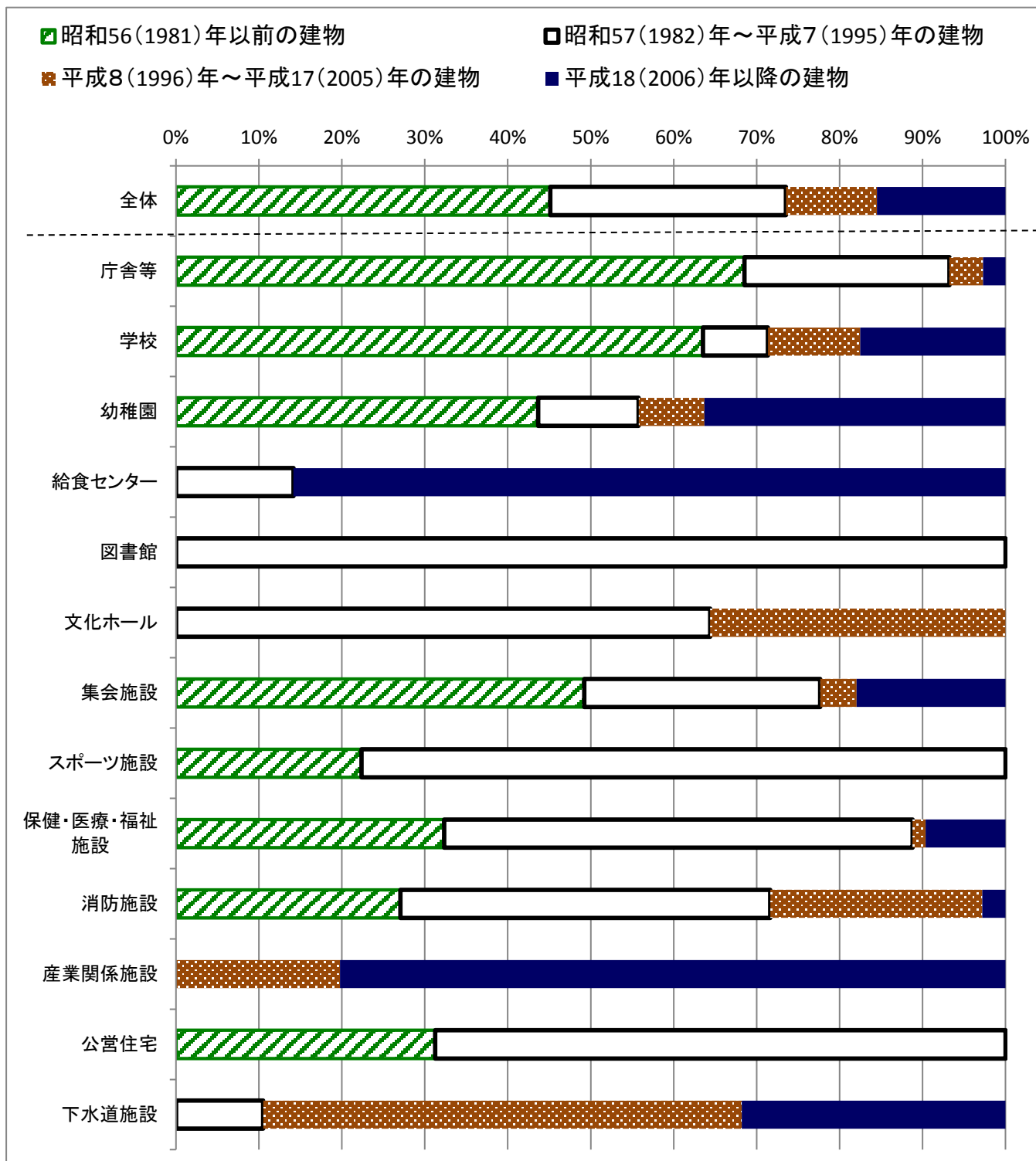
※幼稚園は施設が現有する用途廃止分も含めている（以下同じ）。



延床面積の建築年度区分ごとの構成比をみると、用途廃止され、除却されずに現有する施設も含め、旧耐震基準による昭和 56（1981）年以前の建物が 45%を占め、昭和 57（1982）年～平成 7（1995）年の建物が 28%，平成 8（1996）年～平成 17（2005）年の建物が 11%，合併後の平成 18（2006）年以降の建物が 16%となっています。

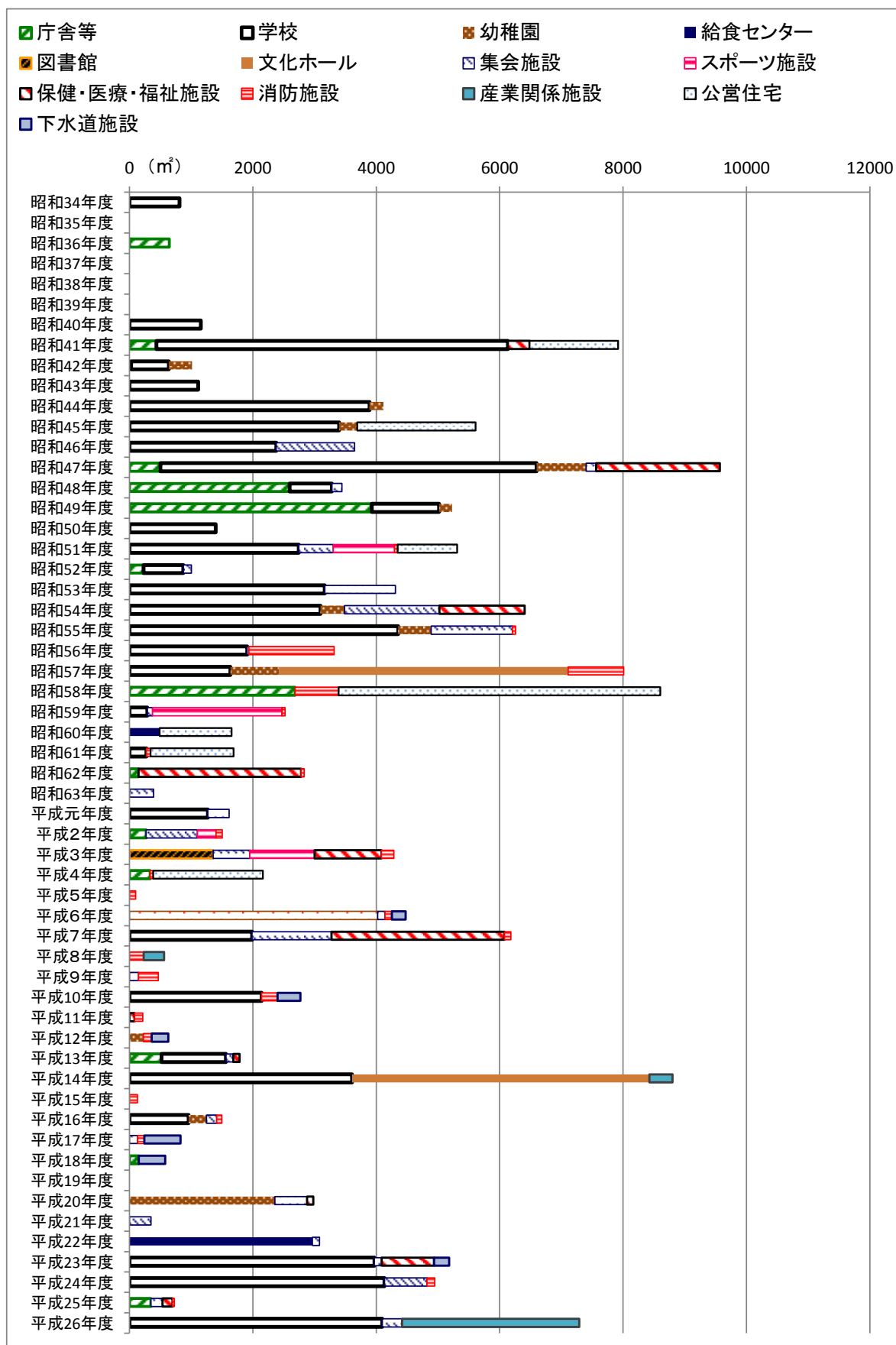
このうち、庁舎等、学校、集会施設では 5～7 割の面積を昭和 56（1981）年以前の建物が占めています。

公共施設の延床面積の建築年度区分ごとの構成比



建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積は以下のグラフの通りです。

建築年度別・施設区分別にみた公共施設の延床面積



第3章 小美玉市の財政の現状

本市の財政の現状は以下の通りです。

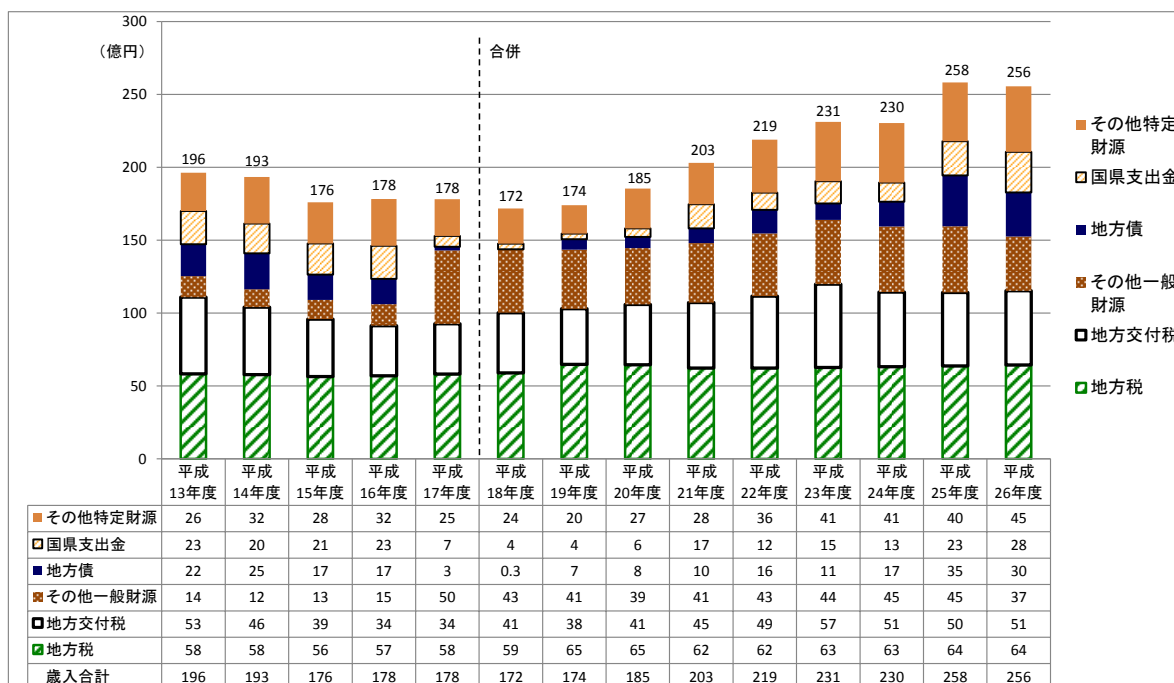
第1節 普通会計決算の推移

平成13年度から平成26年度までの普通会計決算の推移は以下の通りです（合併前は3町村合算値）。

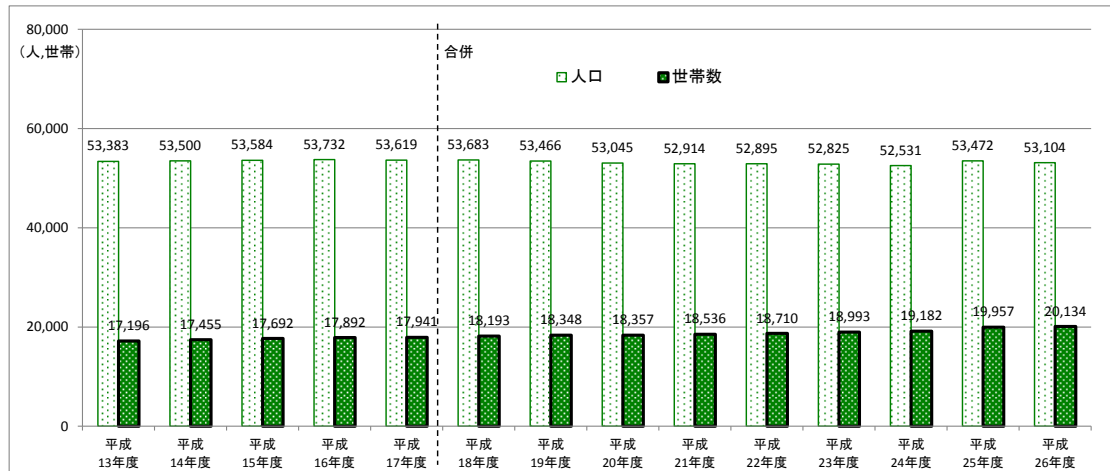
歳入ベースで財政規模をみると、平成13年度の196億円から、「三位一体の改革」などにより、合併直後の平成18年度の172億円まで減少基調で推移したのち、増加基調に転じ、平成26年度では256億円と対平成13年度比130%の増加になっています。増加している費目の内訳は、ハード事業に伴う特定財源や地方債発行が中心であり、東日本大震災の復興関連により、地方交付税も増となっています。

こうした財源が恒久的な財源でないことや、地方税や「その他一般財源」（地方消費税交付金など）が合併後、人口の動向と同様にほぼ横ばいで推移していることから、今後は減少が見込まれること、さらには、地方交付税の「合併算定替」が平成28年度から段階的に削減され、平成33年度には平成27年度比で10億円程度の減が想定されることなどから、今後の財政運営はこれまで以上に厳しくなると考えられます。

歳入の推移



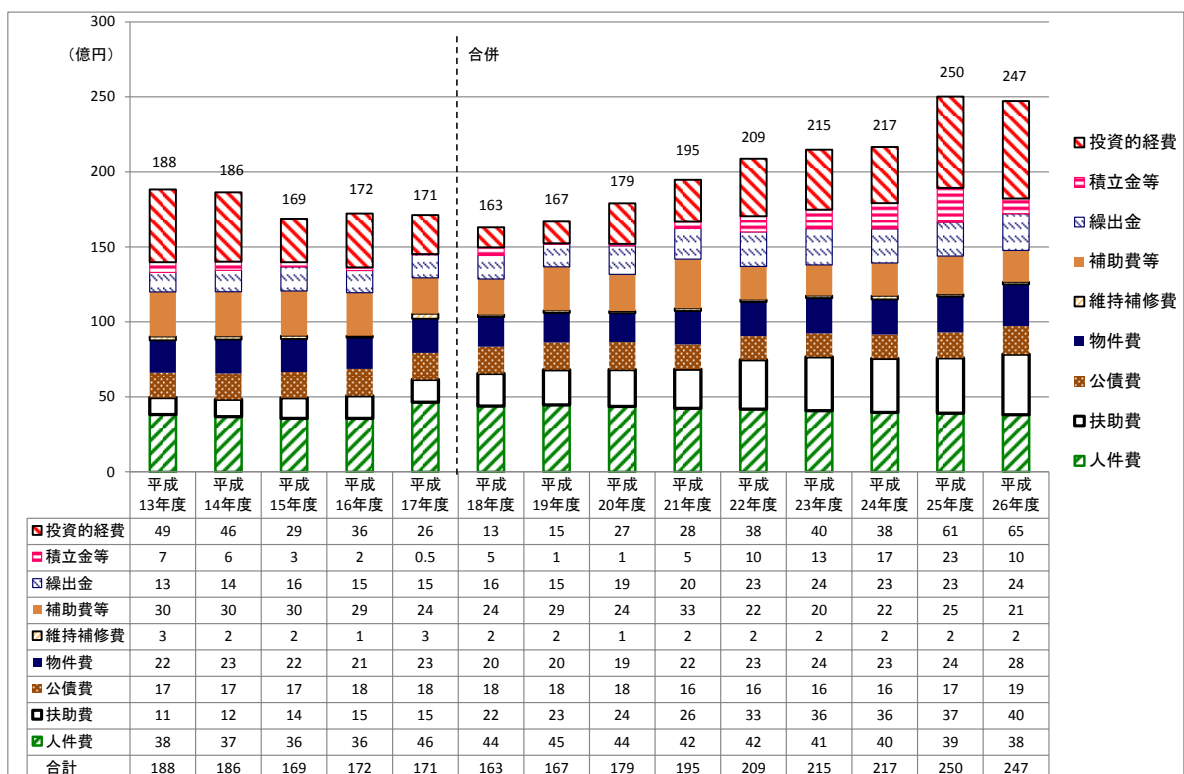
〔参考〕住民基本台帳による人口と世帯数の推移



一方、歳出を費目別にみると、合併を機に退職した職員の退職金等によりふくらんだ人件費は年次の職員減により、平成13年度水準に下がった一方で、高齢化等の進展により、扶助費が平成13年度の4倍近くまでふくらんでいます。また、国民健康保険事業会計や介護保険事業会計、下水道会計、病院事業会計など他会計への繰出金も増加基調にあります。

投資的経費は、合併前の5年間では、3町村あわせて平均37億円でしたが、合併後、当初の5年間（平成18～22年度）の平均は24億円と低くおさえた一方、次の4年間（平成23～26年度）には、茨城空港関連投資事業もあり、平均51億円と大幅に上昇しています。投資的事業は、今後も、小中学校の再編整備や、市道重要5路線の整備（実施計画総事業費66億円）などの新規事業を計画しており、その財源を確保するためにも、施設の維持管理を含む経常経費の一層の削減に努める必要があります。

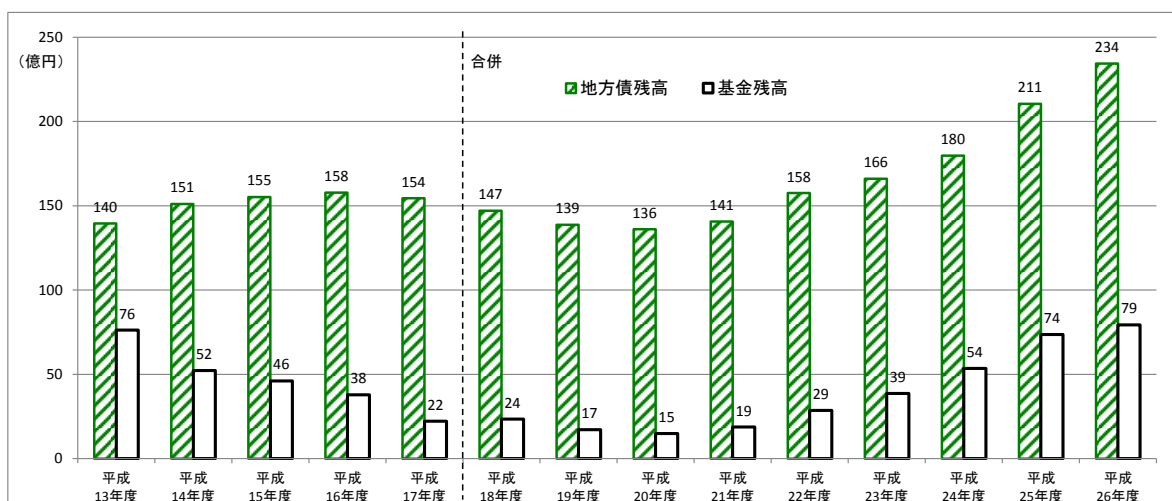
歳出の推移



また、平成13年度から平成26年度までの地方債と基金の残高の推移をみると、基金は、平成13年度に3町村あわせて76億円あったものが、平成20年度には15億円まで落ち込みました。近年、回復基調にあり、平成26年度には79億円となっており、健全財政により、この水準を維持、あるいはさらに上昇させていくことが求められます。

一方、地方債は、平成13年度から平成22年度までは、140～150億円台で横ばい傾向で推移してきましたが、平成23年度以降、急増し、平成26年度末には234億円に達しています。その多くは、償還額の大半を普通交付税の基準財政需要額に算入される、すなわち、普通交付税として後年度の一般財源となる「合併特例債」や「臨時財政対策債」ですが、起債には必ず、自主財源で償還しなければいけない部分に伴うことから、残高を適切に管理していくことが重要です。

地方債と基金の残高の推移



第2節 公共施設の維持管理費用の状況

平成26年度の公共施設の維持管理費用（光熱水費や清掃費、保守点検費など）は9.4億円で、内訳は、医療部門が小美玉市医療センターへの繰出金などあわせて2.0億円、学校部門が小中学校16校で1.6億円、図書館・文化ホール・公民館など社会教育部門が1.6億円などとなっています。これに、職員の人件費や、各種事業の事業費を加えたものがそれぞれの施設の運営経費になります。

平成26年度の各公共施設の維持管理費用

部門	施設名	維持管理費 (千円)	小計 (千円)
庁舎等	市役所	40,272	67,741
	小川総合支所	18,247	
	玉里総合支所	9,222	
学校	小学校（12校）	104,003	156,460
	中学校（4校）	52,457	
幼稚園	幼稚園（6園）	33,303	33,303
給食センター	小美玉学校給食センター	88,759	111,178
	玉里学校給食センター	22,419	
図書館・ 文化ホール・ 公民館	小川文化センター（アピオス）	35,831	156,440
	四季文化館（みの〜れ）	47,838	
	生涯学習センター（コスモス）	28,249	
	小川図書館資料館	7,899	
	小川公民館	9,365	
	やすらぎの里	13,781	
	美野里公民館	3,545	
	羽鳥公民館	2,396	
	羽鳥ふれあいセンター	2,403	
	農村女性の家	1,765	
	玉川地区学習等供用施設	1,278	
	しみじみの家	1,267	
スポーツ	小川運動公園	12,096	68,895
	小川B&G海洋センター	14,404	
	希望ヶ丘公園	18,547	
	玉里運動公園・玉里B&G海洋センター	13,991	
	農村環境改善センター	9,857	
保健	四季健康館，小川・玉里保健センター（指定管理委託料）	70,901	70,901
医療	白河診療所（繰出金）	25,210	200,942
	小美玉市医療センター（繰出金）	175,732	
福祉	放課後児童クラブ	3,404	27,555
	小美玉温泉ことぶき	24,151	
産業	空の駅 そ・ら・ら	48,157	48,157
-	合計	941,572	-

※臨時職員賃金，賄材料費，放課後児童対策補助金等は集計対象外とした。

第4章 施設のあり方に関する市民ニーズ

本計画策定の基礎資料とするため、平成27年8月に、市民2,000名を対象に、「小美玉市の公共施設に関する市民アンケート」を実施し、586件（回収率29.3%）の回答を得ました。その概要は以下の通りです。

第1節 公共施設のあり方に対するニーズ

公共施設の今後のあり方については、「利用状況などをもとに、よく似た機能を統合したり、利用されていない機能を廃止したりしてコストを減らす」を8割以上の市民が「実施すべき」と回答し、「公共施設はまだ不足しているので、今後も拡充する（増やす）ことを考える」を7割以上の市民が「実施すべきでない」と回答していることから、コスト削減に向けた公共施設の統廃合には、大半の市民が賛成であると言えます。

公共施設の今後のあり方

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきではない	実施すべきではない	無回答	合計
(1) 利用状況などをもとに、よく似た機能を統合したり、利用されていない機能を廃止したりしてコストを減らす。	51%	33%	4%	2%	10%	100%
(2) 公共施設はまだ不足しているため、今後も拡充する（増やす）ことを考える。	7%	13%	32%	39%	10%	100%

どのような施設から削減すべきか

また、公共施設の削減が必要になったら、どのような施設から削減すべきか、という設問に対しては、「利用者が少ない施設」や「維持費用がかかりすぎる施設」、「一部の個人・団体にしか使われない施設」といった回答が多くなっています。

項目	割合
利用者が少ない施設	65%
維持費用がかかりすぎる施設	57%
一部の個人・団体にしか使われない施設	49%
建物・設備が古くなっている施設	29%
民間の施設と機能が重複している施設	17%
近隣自治体等の施設と機能が重複する施設	15%
建物・設備が他より劣っている施設	8%
土地や建物が高く売れる施設	3%
わからない	4%
その他	2%

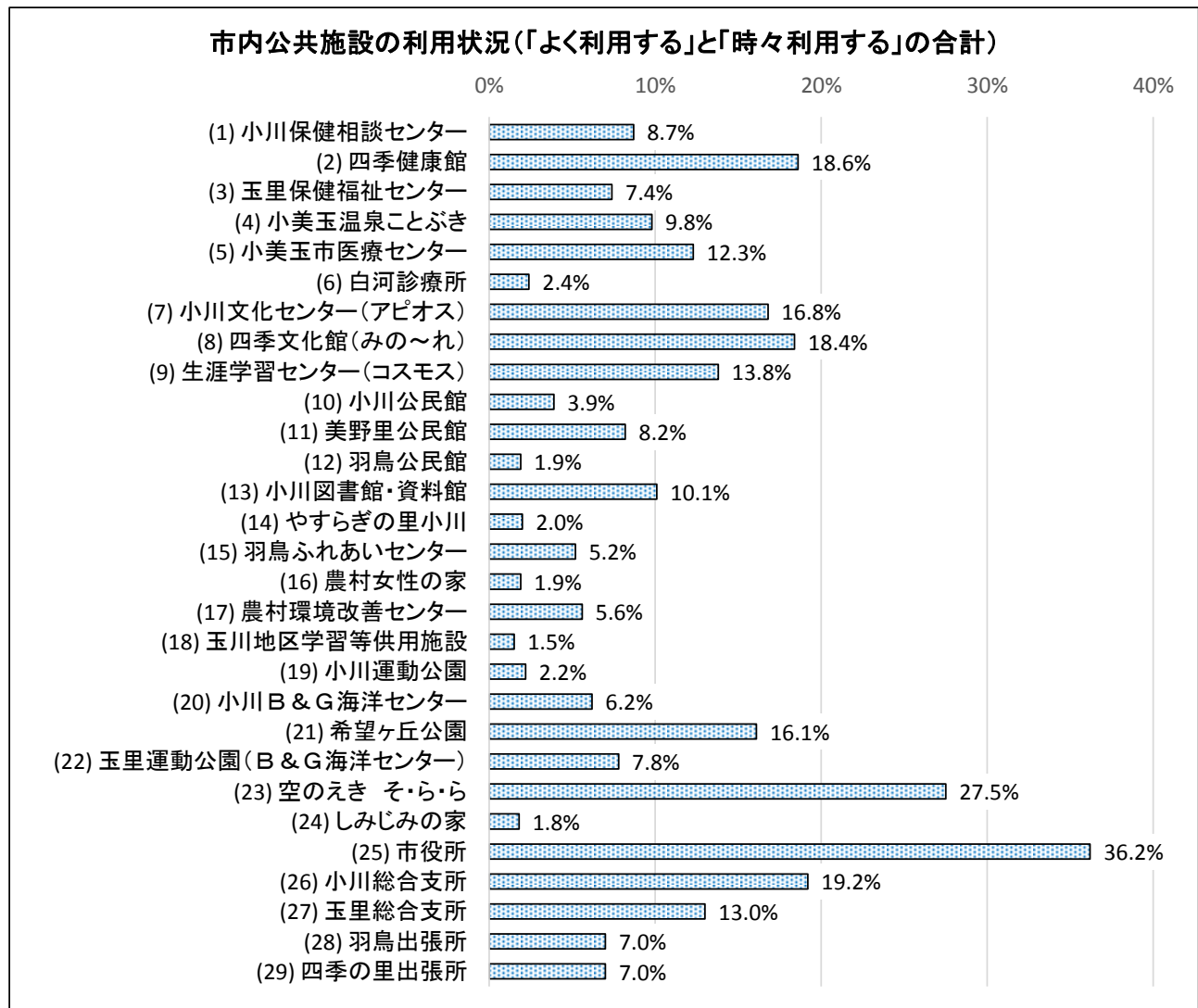
第2節 各施設の利用状況と満足度

主な公共施設の利用状況と満足度は、以下の通りです。

利用状況については、庁舎を除くと、「空のえき そ・ら・ら」が28%で最も多く、次いで「四季健康館」「四季文化館（みの～れ）」の18～19%、「小川文化センター（アピオス）」の17%、「希望ヶ丘公園」の16%などとなっています。

主な公共施設の利用状況

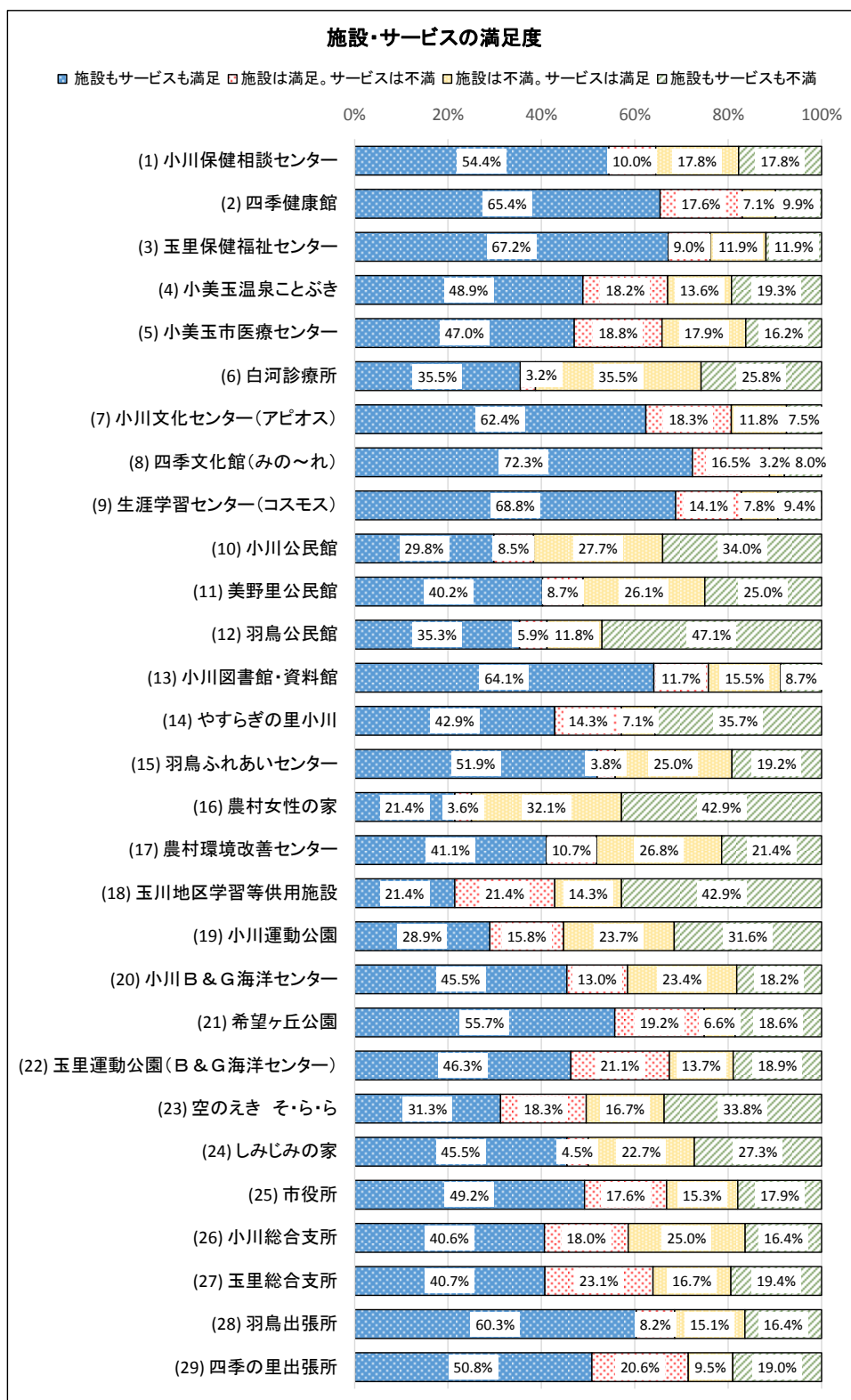
（「よく利用する（月1回以上）」と「時々利用する（月1回未満）」の合計）



一方、「利用している」と回答した人の満足度のうち、施設に関して不満と回答した割合が高い施設（「施設は不満。サービスは満足」＋「施設もサービスも不満」）をみると、「農村女性の家」「小川公民館」「玉川地区学習等供用施設」「白河診療所」「羽鳥公民館」「小川運動公園」の6施設で不満が過半数を大きく上回っています。

主な公共施設の満足度

（「利用している」の回答者のみ）



第5章 総合管理の方向

第1節 現状や課題に関する基本認識

1 多面的な役割を發揮していくことが必要

経済原則に支配される民間施設の運営と異なり、公共施設の多くは、不採算・非効率であっても、災害時の避難所としての役割、観光振興の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質を持っています。

財政状況や市民ニーズからは、廃止・統廃合を検討することが求められていると言えますが、廃止・統廃合ありきではなく、多目的な活用を模索し、公共施設の多面的な役割の發揮をめざします。

2 長寿命化の要請に対応していくことが必要

一般に、RC造の建造物の更新時期は50年、木造は30年とされています。また、昭和56(1981)年の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。

さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本市では、現有公共施設の5割近くが昭和56(1981)年以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修を行っていない施設も多く存在します。また、設置後20年以上経過している水道管が2割にのぼるなど、インフラについても長寿命化が要請されています。

財源に限りがある中で、長期的な観点で、新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図っていきます。

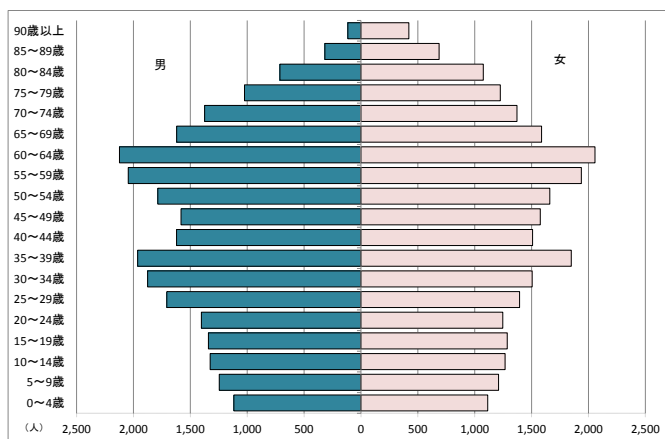
3 人口減少時代に対応していくことが必要

本市の人口は、平成22年国勢調査で52,279人、平成26年住民基本台帳で52,553人となっており、近年は横ばい傾向で推移してきましたが、わが国全体が人口減少時代を迎える中、本市の人口も今後は減少傾向で推移し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成52年には41,000人程度まで減少するものと見込まれています。

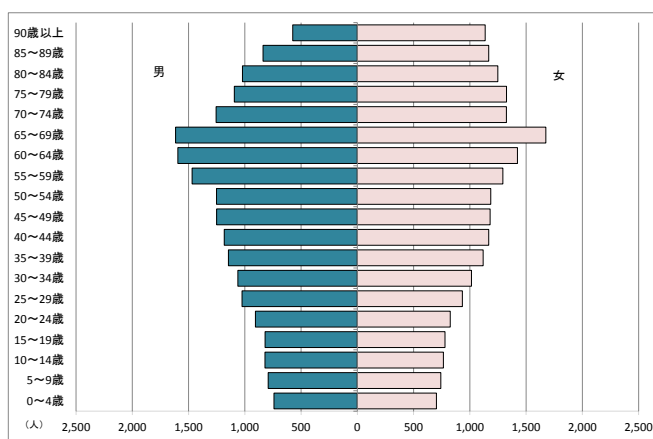
すでに、少子化に伴う子どもの数の減少により、幼稚園や小中学校において、再編・統廃合の計画を進めているところですが、今後も、人口の規模や年齢構成にあわせ、まちづくり上、必要性の低い公共施設の縮小や統廃合を随時検討していきます。

人口ピラミッド

〔平成22年実績〕



〔平成52年推計〕



4 生活圏の広域化に対応していくことが必要

市町村は、基本的に、そこに住む住民を対象に、その市町村が運営する財源で、その市町村域をエリアとして、公共施設等を建設・維持管理しています。道路は、当然、他地域の人々も利用しますが、他地域の人々が流入することが地域振興につながるため、市町村が建設・維持管理する合理的な理由があります。

しかし、人口減少時代を迎え、人々の生活圏が一層広域化する中で、「なにもかも自市町村でまかなう」という方針を貫くことが、難しくなるとともに、複数の市町村でお互い足りないものを補完しあうことの必要性が高まっています。

このため、公共施設等は、その更新にあたり、自市町村住民以外の利用も想定し、広域連携による運営を柔軟に検討していきます。

第2節 更新に係る経費の見込み

市町村の公共施設等総合管理計画の策定に向けて、一般財団法人地域総合整備財団が「公共施設等更新費用試算ソフト」を作成し、総務省が活用を推奨しています。

このソフトを用い、本市の公共施設等の更新に係る経費の見込みを算定すると以下の通りです。

試算の前提

- ◇ このソフトは、将来の財政運営の参考にするため、将来の公共施設等の更新費用を便宜的に推計できるように開発されたもので、公共施設等の延床面積（インフラは整備済面積や整備延長）に更新単価を乗じて推計するものです。
- ◇ 平成26年度末時点の状況をもとに、平成27～66年度の40年間の推計を行い、計画策定期間である平成28年度からの更新費用額を試算しました。
- ◇ 更新単価は、以下の通りです。

「公共施設等更新費用試算ソフト」での更新単価の設定

施設区分	細項目	更新区分	単価
公共施設	庁舎等	建て替え	40 万円/㎡
	学校・幼稚園・給食センター	建て替え	33 万円/㎡
	図書館・文化ホール・集会施設	建て替え	40 万円/㎡
	スポーツ施設	建て替え	36 万円/㎡
	医療施設	建て替え	40 万円/㎡
	保健・福祉施設	建て替え	36 万円/㎡
	公営住宅	建て替え	28 万円/㎡
	庁舎等	大規模改修	25 万円/㎡
	学校・幼稚園・給食センター	大規模改修	17 万円/㎡
	図書館・文化ホール・集会施設	大規模改修	25 万円/㎡
	スポーツ施設	大規模改修	20 万円/㎡
	医療施設	大規模改修	25 万円/㎡
	保健・福祉施設	大規模改修	20 万円/㎡
	公営住宅	大規模改修	17 万円/㎡
道路	一般道路	更新	0.47 万円/㎡
	歩道・自転車道	更新	0.27 万円/㎡
	橋りょう	更新	0.448 万円/㎡
水道	導水管・300mm未満	更新	10 万円/m
	配水管・150mm以下	更新	9.7 万円/m
	〃 ・200mm以下	更新	10 万円/m
	〃 ・250mm以下	更新	10.3 万円/m
	〃 ・300mm以下	更新	10.6 万円/m
	〃 ・350mm以下	更新	11.1 万円/m
下水道		更新	12.4 万円/m

1 公共施設

試算によると、平成 28～66 年度の更新費用額は 639 億円、1 年当たりの整備額は 16.4 億円となります。

内訳は、「当初時点から未実施の更新」が 143 億円、「築後 30 年経過に伴う大規模改修」が 138 億円、「建て替え」が 358 億円です。なお、これはあくまで建物とそれに付随する電気設備、空調設備、トイレ等排水設備の整備費であり、行政事務を行うのに必要な機具・備品類（パソコン、コピー機、机、書庫、電話、冷蔵庫等）は含みません。

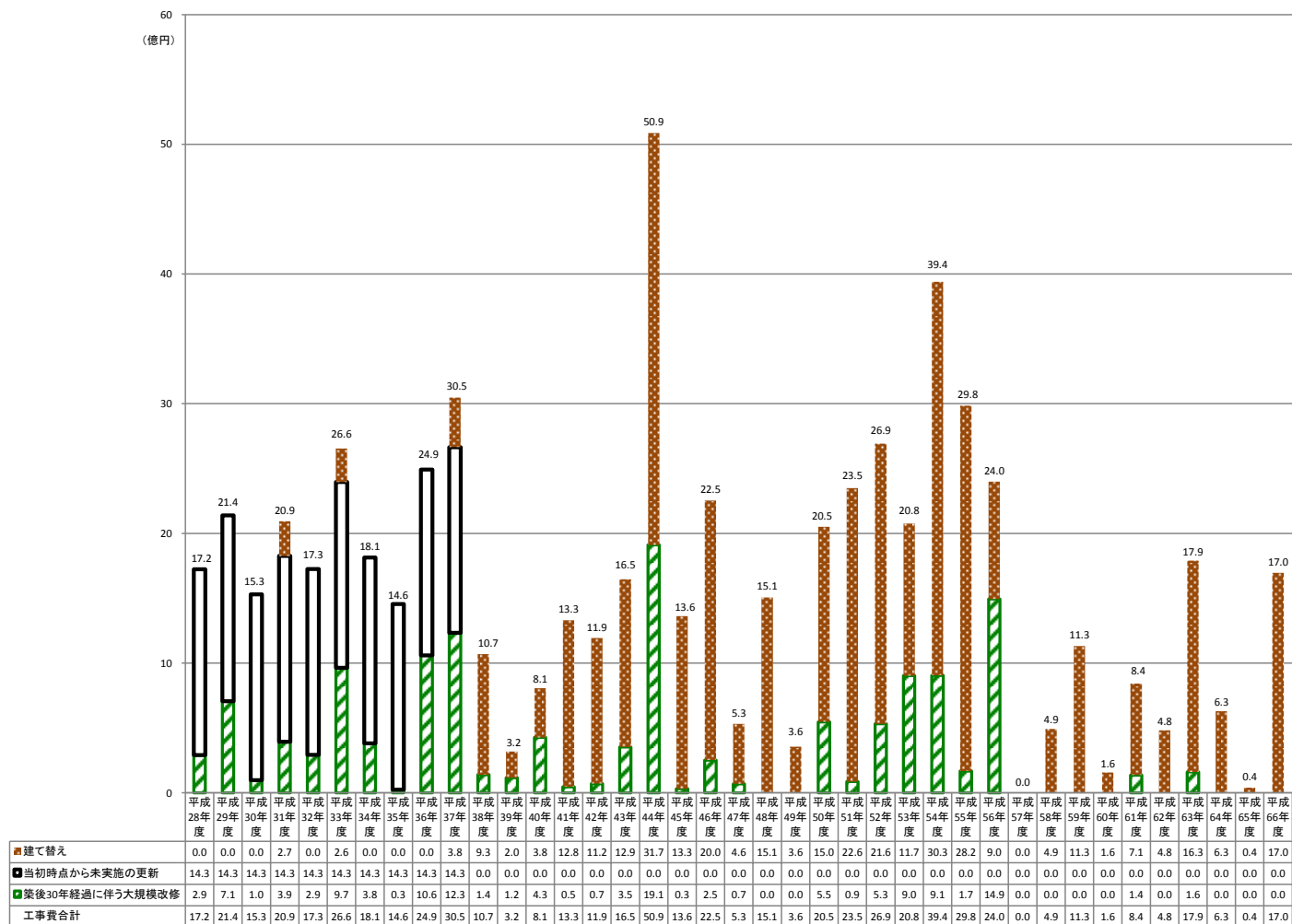
「当初時点から未実施の更新」とは、計画策定当初時点にすでに大規模改修や建て替えが必要な築後 30 年を経過しているにも関わらず、それらを実施していない施設について、平成 37 年度までの 10 年間に大規模改修を順次実施するものとして、施設区分ごとの更新単価に基づく試算額を計上しています。

「築後 30 年経過に伴う大規模改修」とは、計画期間内に順次、築後 30 年を迎える施設で、築後 30 年経過年度に大規模改修を行うものとして計上しています。

「建て替え」とは、公共施設の耐用年数を一律 60 年と設定し、それを経過した施設を築後 60 年経過年度に建て替えるものとして計上しています。

「建て替え」の経費が大きい年度は、平成 44 年度、平成 46 年度、平成 54 年度などとなっていますが、平成 44 年度は美野里中学校校舎（一部）・体育館（更新費 10.2 億円で試算）や小美玉市医療センター本館（更新費 8.0 億円で試算。内部の医療機器等は含まない）などが、平成 46 年度は市役所本庁舎（更新費 15.7 億円で試算）などが、平成 54 年度は小川文化センター（アピオス）（更新費 18.8 億円で試算）などが、耐用年数 60 年を超過します。

公共施設の更新費用の試算



2 道路・橋りょう・上水道・下水道

道路・橋りょう・上水道・下水道の過去5年間の整備費（普通建設事業費）の推移をみると、5年間の平均は道路が年間16.5億円、上水道が年間5.1億円、下水道が年間10.9億円で、あわせて32.5億円となっています。橋りょうは過去5年間の整備実績はありません。

このうち、新規整備分が年間26.1億円と8割を占め、既存更新分は年間2.8億円で1割未満となっています。また、既存更新は、上水道のみとなっています。

なお、このほかに、東日本大震災の災害復旧事業として、平成23年度に、道路の補修や下水道の補修を行っており、事業費はそれぞれ1.8億円、2.6億円です。

道路・水道・下水道の過去5年間の整備費の推移

〔道路〕

(億円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22年度	0.0	8.8	2.9	11.7
平成23年度	0.0	9.4	3.1	12.5
平成24年度	0.0	9.4	4.8	14.2
平成25年度	0.0	17.4	3.8	21.2
平成26年度	0.0	19.7	3.5	23.1
5年間の平均	0.0	12.9	3.6	16.5

〔上水道〕

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22年度	4.7	6.5	0.0	11.2
平成23年度	2.4	2.3	0.0	4.7
平成24年度	2.4	1.7	0.0	4.0
平成25年度	1.2	0.2	0.0	1.4
平成26年度	3.4	0.7	0.0	4.1
5年間の平均	2.8	2.3	0.0	5.1

〔下水道〕

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22年度	0.0	9.5	0.0	9.5
平成23年度	0.0	15.6	0.0	15.6
平成24年度	0.0	9.6	0.0	9.6
平成25年度	0.0	8.6	0.0	8.6
平成26年度	0.0	10.9	0.0	10.9
5年間の平均	0.0	10.9	0.0	10.9

〔合算〕

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
平成22年度	4.7	24.8	2.9	32.4
平成23年度	2.4	27.3	3.1	32.8
平成24年度	2.4	20.7	4.8	27.8
平成25年度	1.2	26.3	3.8	31.2
平成26年度	3.4	31.3	3.5	38.1
5年間の平均	2.8	26.1	3.6	32.5

※震災復旧のための応急補修は含まない。

「公共施設等更新費用試算ソフト」により、更新費用を試算すると、以下の通りです。

道路の更新費用は、耐用年数を50年と設定し、整備済面積に更新単価を乗じて試算すると、平成28～66年度の更新費用額は246億円、1年当たりの整備額は6.3億

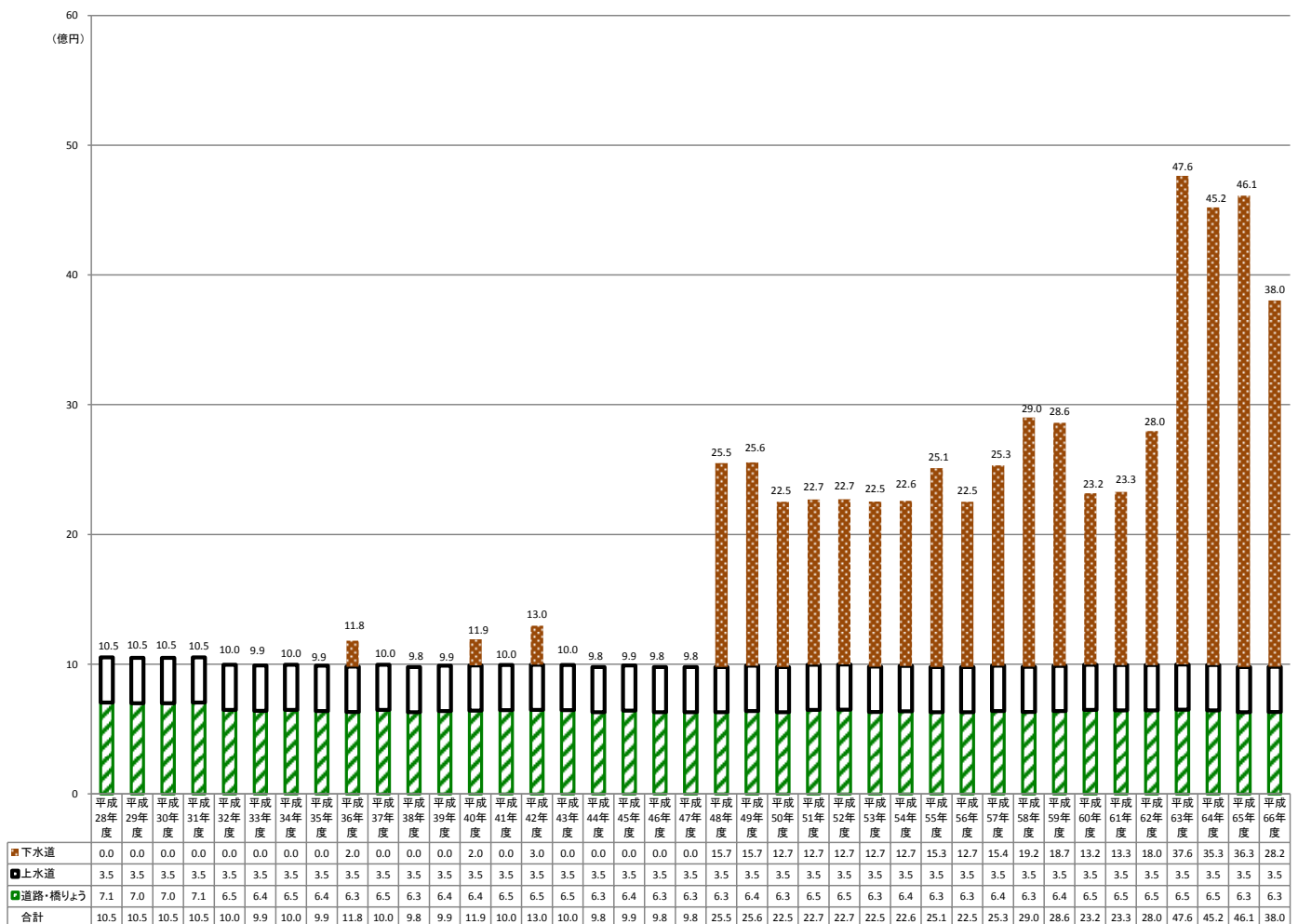
円となります。

橋りょうは、「小美玉市橋梁長寿命化修繕計画」の試算を採用するものとし、平成28～66年度の更新費用額は6.2億円、1年当たりの整備額は0.16億円となります。

上水道は、管路と機械装置の耐用年数を40年とし、総資産136億円分の管路と機械装置の更新が40年間に1回行われると仮定して、毎年均等に3.5億円ずつ更新費用を計上しました。したがって、平成28～66年度の更新費用額は136億円、1年当たりの整備額は3.5億円となります。

下水道は、管渠の耐用年数を50年とし、公共下水道、農業集落排水の過去の年度ごとの整備延長に更新単価を乗じて更新費用を算定しました。プラントは、大規模改修を整備後30年に、建て替えを整備後60年に設定しました。平成28～66年度の更新費用額は366億円、1年当たりの整備額は9.4億円となります。

道路・橋りょう・水道・下水道の更新費用の試算



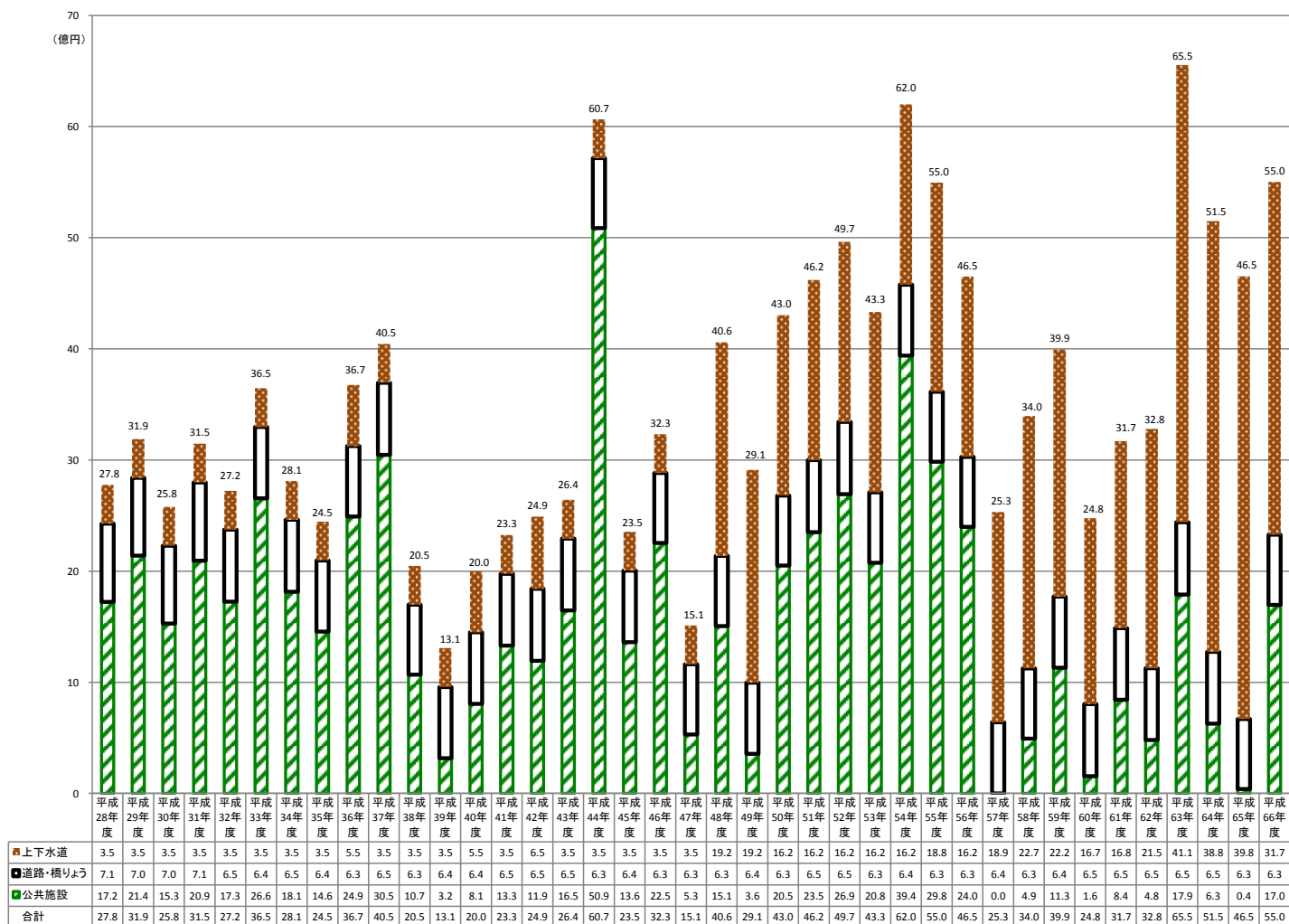
3 総括

公共施設とインフラをあわせると、平成 28～66 年度の更新費用額は 1,392 億円、1 年当たりの整備額は 35.7 億円となります。

試算結果の推移をみると、平成 44 年度の公共施設更新費用の集中、平成 48～56 年度の公共施設・下水道更新費用の集中がみられる一方で、平成 39 年度など、想定事業費が比較的少ない年度もあります。このため、長期的な計画のもと、更新年度の平準化に努めていきます。

なお、これらは、あくまで既存の施設・インフラの更新にかかる経費であり、今後、新規整備するものの整備費や更新費は計上していません。そのため、今後は、新規整備される施設・インフラについても、更新費用を見込んだ健全な財政運営に努めていきます。

公共施設・インフラの更新費用の試算



第3節 適正管理の基本方針

公共施設等の適正な管理に向け、以下の7つの基本方針を掲げます。

1 点検・診断等の適正な実施

公共施設等の点検には、施設管理者による日常点検と、法に基づく定期点検、災害や事故発生等による緊急点検があります。

特に、道路、道路附属施設については、国土交通省が定めた点検実施要領に基づく5年ごとの定期的な点検があり、さらに、近年の橋りょうの老朽化の進展にかんがみ、道路法施行規則及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」（平成26年7月1日施行）に基づき、平成26年度から4か年をかけて、すべての橋りょうの健全度調査を実施することとなっています。

これらの点検・診断により、各施設の現状を適切に把握するとともに、点検・診断結果をシステム管理し、点検・診断履歴の蓄積を図ります。

2 維持管理・修繕・更新等の適正な実施

公共施設等の維持管理・修繕・更新等には、多額の経費が必要であるため、点検・診断結果等をもとに事業の優先順位を定め、予算の平準化を図ります。

施設の更新にあたっては、PPP、PFIといった民間活力の導入を検討するとともに、広域行政による設置や相互利用を検討します。

PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ。公民が連携して公共サービスの提供を行うことで、PFI、指定管理者制度、公設民営方式等がある。

PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を行うしくみ。

3 安全の確保

多くの人々が利用する公共施設等は、安全を最優先とした整備と管理運営に努めます。

特に旧耐震基準の公共施設について、計画的に耐震改修、用途廃止、更新などを進めるとともに、陥没、損傷など、生命・身体に危険を及ぼす可能性が判明した公共施設等は、速やかに立入制限、応急修繕などの措置を図ります。

4 耐震化の推進

本市は、東日本大震災により、震度6強の揺れに見舞われ、公共施設等についても、天井の落下や壁の崩落、道路等の損傷（道路の陥没、亀裂、がけ崩れ等）、水道の漏水などの被害が発生しました。

応急復旧・復興事業は、おおむね完了していますが、旧耐震基準により整備され、耐震化が未了の公共施設等や、耐震化されていない非構造部材等はまだ残っており、

それらの速やかな耐震化を進めます。

5 長寿命化の推進

損傷が明らかになってから修繕等を行う「事後保全型の維持管理」ではなく、修繕等を計画的に行う「予防保全型の維持管理」を基本に、健全な状態を維持しながら公共施設等の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、新たに施設を建設する際には、長期間利用できる仕様について、設計段階から検討します。

6 統廃合や廃止の推進

人口減少時代を迎える中で、人口規模にあった公共施設等の統廃合や廃止による健全財政の推進は、多くの市民が望んでいます。

一方、公共施設等には、災害時の避難所・避難路など、効率性だけで判断できない公益性があり、また、当該公共施設を現に利用している市民にとっては、サービスの低下が懸念されます。

こうした点を総合的に勘案した上で、統廃合や廃止を適宜進め、跡地について、売却を含めた有効活用等を検討します。また、施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を検討します。

7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけではなく、全庁的な情報共有体制、取組体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、職員一人ひとりの意識啓発に努めます。

第6章 施設類型ごとの基本方針

施設・インフラの老朽化の程度や、市民ニーズなどに基づき、当面 20 年間の各施設等の更新等の基本方針を以下の通り定めます。

第1節 公共施設

1 庁舎

各庁舎については、多くの市民や職員が利用する施設として、当面の耐震化を推進していきます。

また、本計画の計画期間内に、一部の庁舎が耐用年数を迎えることから、施設機能の統廃合を含め、将来的なあり方を検討していきます。

2 学校・幼稚園等

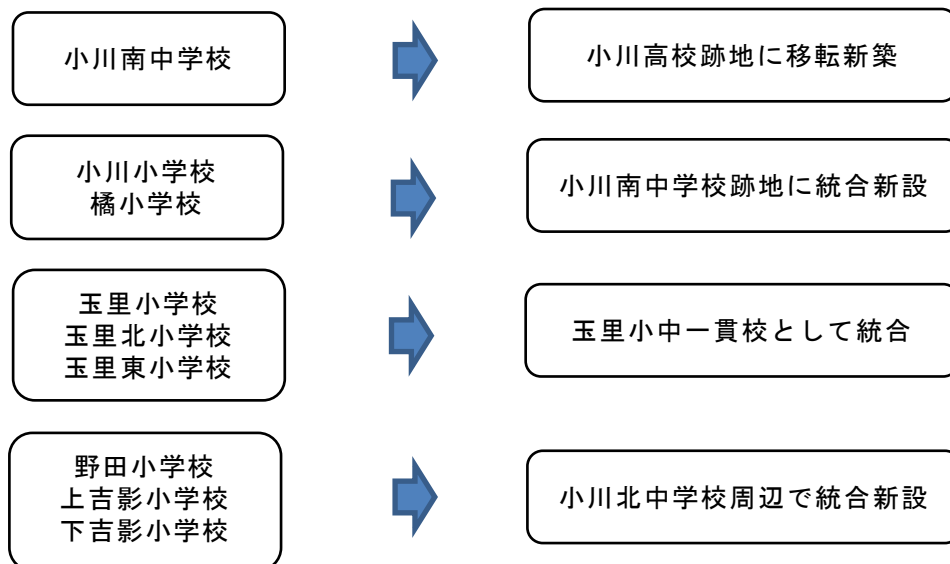
小中学校については、「小美玉市小中学校規模配置適正化計画」に基づき、規模配置適正化を図っていきます。

具体的には、小川南中学校を廃校した県立小川高校跡地に移転新築し、小川小学校と橘小学校の統合小学校を小川南中学校跡地に新設します。体育館は現小川南中学校体育館を使用します。

また、玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校を統合し、現玉里小学校または現玉里中学校の校舎を撤去し、新たに小中一貫の新校舎を設置します。体育館は現有の玉里小学校体育館（昭和 56 年建築）または玉里中学校体育館（平成 2 年建築）を使用します。

さらに、野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校を統合し、小川北中学校周辺に統合小学校を新設します。

小中学校規模配置適正化計画の概要



これらにより、小川南中学校校舎・体育館、小川小・橘小統合小学校校舎、玉里小・玉里北小・玉里東小統合小学校校舎、野田小・上吉影小・下吉影小統合小学校校舎・体育館を新設することになり、財源を確保し、早期整備に努めます。

また、この規模配置適正化により、玉里北小学校校舎・体育館、玉里東小学校校舎・体育館、野田小学校校舎・体育館、上吉影小学校校舎・体育館、下吉影小学校校舎・体育館が遊休化します。また、玉里小学校または玉里中学校のいずれかの校舎と体育館も遊休化します。遊休化したこれらの施設の有効活用に努めます。

その他の小中学校施設については、老朽化に応じて適切な施設更新に努めます。

一方、幼稚園についても、老朽化に応じて適切な施設更新に努めます。

給食センターについては、行財政改革の観点からは小美玉学校給食センターへの一元化が望まれますが、玉里学校給食センターは、東日本大震災発生時に貴重な炊き出し拠点としての役割を担った経過があり、こうした防災機能は今後も重要であると考えられることから、施設の有効活用のあり方を検討していきます。

3 図書館・文化ホール・公民館等

市民アンケートからは、図書館機能の充実を望む声が多く寄せられました。新設を検討することも必要ですが、当面は、既存の図書館・図書室機能の充実により、ニーズに対応していきます。

具体的には、駐車場が少ない小川図書館周辺について、隣接する小川公民館、旧小川幼稚園などの老朽化が進んでいる施設や小学校の統合により空く小川小学校校舎の利活用を含め検討し、図書館利用者の利便性向上に努めます。

美野里地域、玉里地域の図書館・室機能については、これらの地域の各公共施設の更新等の時期をとらえ、充実に努めます。

文化ホールについては、「小美玉市まるごと文化ホール計画」に基づき、当面は3館あることのまちづくりの効果を尊重し、適切な維持管理に努めるとともに、運営の民間移管を検討していきます。施設の更新時期に際しては、用途廃止や他用途への転用等を検討していきます。

公民館など学習・集会施設については、老朽化に伴う随時補修を進めるとともに、指定避難所としての役割も担うことから、耐震改修を計画的に進めていきます。一部、利用が少ない施設、駐車場がないなど利用しにくい施設、近くに類似施設がある施設など、コストパフォーマンスが低い施設については、除却等も検討していきます。

4 スポーツ施設・公園内構造物

スポーツ施設や公園については、多くが市民の利用頻度が高い公共施設であり、指定避難所・指定緊急避難場所としての役割も担うことから、老朽化に伴う施設・設備（遊具等）の随時補修を進め、適切な維持管理を図ります。

また、運営の効率化を図るため、玉里運動公園・玉里B&G海洋センター、希望ヶ

丘公園，小川B & G海洋センター等の指定管理委託を進めていきます。そのために，指定管理者が安定運営が図れるよう，各施設の魅力度向上を図る設備投資・施設環境整備を進めます。

5 医療・保健・福祉施設

小美玉市医療センターは，昭和17年の日本医療団による小川地方病院の設置以来，一部事務組合立，小川町立を経て，平成20年度から指定管理委託を開始し，現在に至ります。昭和42年建築の本館，昭和62年建築の新館ともに老朽化が進んでいます。

また，小美玉市国民健康保険白河診療所も，本市農村部の地域医療を担っていますが，昭和42年建築の施設は老朽化が進んでいます。

どちらも，自治体病院，自治体診療所として機能充実を図っていくためには，近い将来，抜本的な建て替えが必要ですが，車社会が進展し，市内・近隣の他の医療機関にアクセス可能な状況から，税による大きな投資が伴う存続のみならず，施設・機能の民間譲渡，廃止など，多様な選択肢を検討していきます。

四季健康館，小川保健相談センター，玉里保健福祉センターの3保健センターについては，身近な地域できめ細かく保健サービスを提供する観点から，当面，施設・機能を存続していきますが，昭和55年建築の玉里保健福祉センターは，平成8年に大規模改修を行っているものの，本計画期間内に更新が望まれる施設です。その更新期限に向けて，施設のあり方を検討していきます。

6 消防施設

「公共施設等更新費用試算ソフト」では，消防本部は平成52年度に，美野里消防署は平成53年度に，玉里消防署は平成54年度に耐用年数を迎え，建て替えを行う試算となっています。建て替え費用はそれぞれ，4.6億円，3.6億円，2.8億円，あわせて11億円と試算されます。

自治体常備消防については，消防・救急需要の多様化，高度化を受け，業務の広域化が要請されており，平成26年に県央地区消防広域化推進研究会（水戸市，笠間市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町）が発足し，協議が進められるとともに，全県を対象とする「いばらき消防指令センター」により通信指令業務の広域化が進められ，本市は平成27年11月26日から開始しました。

こうした広域化の要請への対応や，業務の効率化，財政負担の軽減化のためには，施設の統廃合が望まれますが，一方，3か所にあることにより，機動性を発揮できる側面もあります。このような点に配慮しながら，施設の耐用年数を待つのではなく，速やかに，施設の建て替え等について，検討を進めていきます。

消防団機庫など，その他の施設・設備については，老朽化に応じて適切な更新に努めるとともに，消防団分団の統廃合等により遊休化した施設の統合整理を進めます。

7 産業関係施設

産業関係施設は、特産品の開発、販売などを通じて、地域産業の振興に貢献しています。都会のように十分な商圈がない本市では、公的資本も投入しながら、地域産業を振興していくことが必要であるため、平成 26 年に「空のえき そ・ら・ら」を整備したところです。

「空のえき そ・ら・ら」については、現在のところ、市直営で管理運営を行っていますが、茨城空港の集客力が向上すれば、民間企業体が運営を行える採算性が確保できると考えられるため、運営の民間移管を推進していきます。

また、小美玉市美野里シビック・ガーデン、小美玉市美野里地域食材供給施設（キャトルセゾン）の施設の適切な運営に努めるとともに、必要な時期に改修等を行っていきます。

8 公営住宅

公営住宅については、「小美玉市公営住宅等長寿命化計画」などにに基づき、116 戸について、定期的な点検、予防保全型の維持管理、配水管の補修などの修繕対応等により、長寿命化を図ります。

老朽化の進む 134 戸については、新規募集はせず、入居者の同意を得て、随時、用途廃止を図り、廃止後は速やかな除却を進めます。

第 2 節 道路・橋りょう

道路については、今後は、維持更新投資が重要であることから、毎年、維持更新投資のための予算確保を図り、路面の損傷状況などをふまえながら、更新事業を推進していきます。

橋りょうについては、「小美玉市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋長 15m 以上の 28 橋のうち、跨道橋等となる 10 橋は「予防保全Ⅰ型」（重点的な予防保全型）で、河川を跨ぐ 18 橋は「予防保全Ⅱ型」（標準的な予防保全型）で修繕等を推進していきます。

15m以上の 28 橋のうち、供用年数 50 年以上となる橋の数

平成 25 年	平成 35 年	平成 45 年	平成 55 年
1	8	22	26

第3節 上水道

本市の上水道は、昭和39年の共用開始以来、導・配水管の管路をはじめとする水道施設の整備、維持管理を進めています。本市合併後の小川・美野里浄水場施設においては、配水ポンプの更新、ろ過施設の更新、配水池の増設、第2導水中継場の設置、自家発電施設等の更新とともに石綿管をはじめとする老朽管の更新を進めました。

今後の管路をはじめとする水道施設の更新時期については、これまでの法定耐用年数から実使用年数に基づく更新基準を定めていき、水の安定供給を確保しつつ今後増大する更新費用の負担軽減を図っていきます。

引き続き、石綿管をはじめとする老朽管の計画的な更新を進めるとともに、施設等の計画的な更新と長寿命化、維持管理費用の低減に努めていきます。

第4節 下水道

公共下水道については、「小美玉市下水道長寿命化計画」に基づき、下高場中継ポンプ場と脇山中継ポンプ場の改築を実施し、長寿命化を図ります。

農業集落排水、戸別合併処理浄化槽についても、施設の随時補修等を行い、予防保全型の維持管理に努めます。

また、茨城県では、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった生活排水処理施設を効率的（ベスト）に配置して、整備や維持管理を進めるための「生活排水ベストプラン」を推進しており、本市においても、将来的な公共下水道と農業集落排水の接続、未普及解消に向けての方式にとらわれない整備を推進していきます。

さらに、下水道総合地震対策事業により、美野里地域の耐震管の布設を進めます。

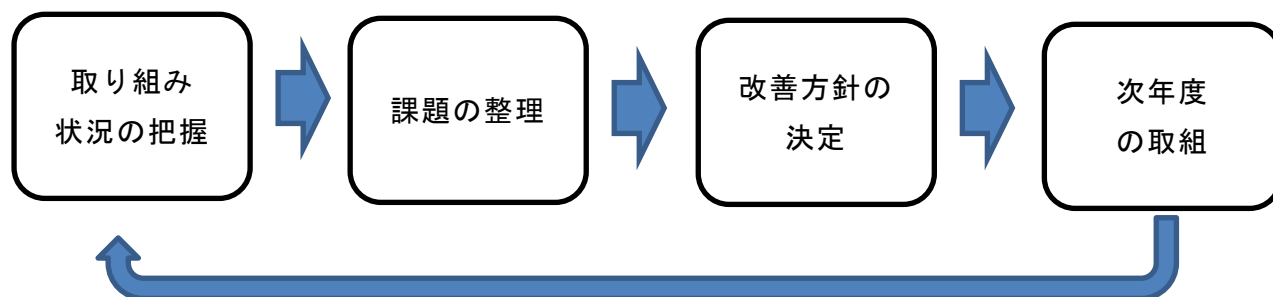
第7章 フォローアップの方針

第1節 計画の進行管理

本計画のフォローアップについては、各施設を所管する課に取組状況を照会し、結果を集約し、「小美玉市公共施設等総合管理計画推進本部」、「行財政改革懇談会」、小美玉市議会に報告します。

「行財政改革懇談会」や議会での意見を反映しながら、「小美玉市公共施設等総合管理計画推進本部」において、計画や個別施策・事業の改善方針を決定し、次年度の取組につなげていきます。

計画の進行管理の流れ



計画の進行管理の役割分担

組織体	役割
小美玉市公共施設等総合管理計画推進本部	改善方針の決定
小美玉市公共施設等総合管理計画検討会議	課題の整理, 改善方針案の研究, 検討
小美玉市公共施設等総合管理計画推進事務局	取組状況の照会, 集約
各施設等所管課	取組状況の調査
行財政改革懇談会	課題, 改善方針の研究, 検討
議会	調査研究, 進行チェック

第2節 市民ニーズの把握と市民への情報提供

公共施設等の総合管理は、税等の財源の最適配分に関わる事項であり、市民に正確な情報をお伝えし、市民のニーズに沿って実行していく必要があります。

このため、市民に対し、広報、ホームページ等で、本計画の推進状況や、各公共施設等の更新の方針等を情報提供していくとともに、アンケート、懇談会など、様々な手法により、適宜、市民ニーズの把握に努めます。

参考資料

1 計画推進本部設置要綱

小美玉市公共施設等総合管理計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、小美玉市公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」という。)を策定及び推進する組織として、小美玉市公共施設等総合管理計画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において「公共施設等」とは、小美玉市財務規則(平成18年小美玉市規則第40号)別表第1に規定する公有財産のうち不動産及びこの従物並びにこれらに相当する資産をいう。

(所掌事項)

第3条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 公共施設等総合管理計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に係る重要事項に関すること。

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、市長部局の部長、会計管理者、教育次長、議会事務局長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、水道局長、消防長、社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に本部員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討会議)

第7条 第3条に規定する所掌事務の実施に必要な調査、研究、検討等を行うため、本部に検討会議を置く。

2 検討会議の会議員は、公共施設等を所管する課等の実務担当者(課長補佐、係長等で、当該所管課等の長が指定するものをいう。)をもって充てる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画財政部企画調整課が行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月23日から施行する。

2 策定経過

年月日	事項	内容
平成27年6月23日	第1回計画推進本部会議	・小美玉市公共施設等総合管理計画 推進本部設置要綱案について ・計画の策定指針について
平成27年7月10日	第2回計画推進本部会議	・職員研修会の実施について ・市民アンケートの実施について
平成27年7月21日	職員研修会	・公共施設の効果的活用と適正な 維持管理計画に関する研修会
平成27年7月31日 ～8月31日	小美玉市の公共施設に関する 市民アンケートを実施	・18歳以上の市民2,000人を対象に意 識調査を実施（回収率：29.3%）
平成27年9月25日	市長意見交換会	・市長ヒアリングを実施
平成27年10月7日	第3回計画推進本部会議	・市民アンケート結果について ・関係課ヒアリングの実施について ・公共施設等総合管理計画（素案）に ついて
平成27年10月7日 10月13日 10月14日	計画推進本部検討会議	・関係課ヒアリングを実施
平成27年10月14日	第1回行財政改革懇談会	・公共施設等総合管理計画案について
平成27年11月10日	第4回計画推進本部会議	・公共施設等総合管理計画案について ・パブリック・コメント実施について
平成27年11月19日	第2回行財政改革懇談会	・公共施設等総合管理計画案について ・パブリック・コメント実施について
平成28年1月4日 ～2月3日	パブリック・コメントを実施	・計画案に対するパブリック・コメン トを実施
平成28年2月10日	第5回計画推進本部会議	・パブリック・コメント結果について
平成28年2月17日	第3回行財政改革懇談会	・パブリック・コメント結果について
平成28年3月25日	第6回計画推進本部会議	・公共施設等総合管理計画について

小美玉市
公共施設等総合管理計画

発 行：小美玉市

事務局：小美玉市企画財政部企画調整課

住 所：〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835

電 話：0299-48-1111 F A X：0299-48-1199

